

小笠原村では、平成 16 年度を初年度とし平成 25 年度で計画期間が満了する第 3 次小笠原村総合計画に基づき、その将来像である「持続可能な島～成長から成熟へ～」の実現を目指し、むらづくりを進めて参りました。

この計画期間においては、本土との間の海底光ケーブルの敷設、診療所と高齢者の入所施設とを一体的に整備した複合型施設の建設、また小笠原諸島の自然環境の価値が世界的にも認められることとなった世界自然遺産への登録など、相応の成果を上げてきました。



しかしながら、航空路の開設など解決できていない課題もまだ多く残されており、その一方で、沖ノ鳥島・南鳥島などの国境離島を含む離島全般にわたる国の動きや、小笠原諸島の海域における海洋資源開発の可能性などを廻る海洋政策の動き、また東日本大震災などを教訓とした防災対策の見直しなど、本村を取り巻く環境も大きく変化しております。

また、地域主権改革によって、地方自治体は今後より一層自らの責任と判断で主体的な地域経営を行っていくことが求められているなか、本村は、5 年後には、日本復帰 50 周年という大きな節目を迎えることとなります。

このような状況を踏まえ、今般、第 4 次小笠原村総合計画を策定したところですが、計画期間を平成 26 年度から平成 40 年度までの 15 年間としたうえで、その先も視野に入れながら、本村の目指すこれからの将来像を「心豊かに暮らし続けられる島」と設定し、その実現に向けた各分野の施策方針をとりまとめました。

今後は、この指針に基づき、さらに魅力あるむらづくりに努めて参ります。

村民の皆様をはじめ、関係団体並びに国、東京都などの関係機関の方々のご理解とご支援をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重なお意見、ご協力をいただきました村民の皆様、村議会議員各位、小笠原村総合開発審議会委員の皆様、また本計画書の表紙デザインにあたり、描画のご協力をいただきました父島・母島の小学校の児童の皆さん、先生方に、この場をお借りして、心から感謝申し上げます。

平成 26 年 3 月

小笠原村長 森 下 一 男

はじめに

第1章 小笠原村を取り巻く状況	2
1) 小笠原村の歩み	2
2) 環境共生	3
3) 都市・防災	4
4) 産業	5
5) 医療・福祉	6
6) 教育・文化	7
7) 地域経営	8
8) 村民意向	9
第2章 活かすべき小笠原村の優位性～自然環境の保全と活用～	10
1) 世界自然遺産にも登録された豊かな自然環境の保全・活用	10
2) 広大な海域を担う海洋拠点としての海洋立国への貢献	11
第3章 克服すべき小笠原村の不利性～航空路の開設による村民生活の安定の確保～	12
1) 本土との交通アクセスの制約の解消	12
第4章 計画策定の意義	13
1) 策定の趣旨	13
2) 計画の位置づけ	13
3) 計画の構成	13
4) 計画の期間	13

基本構想

第1章 小笠原村の将来像	16
1) 将来像	16
2) 将来人口	18
3) 土地利用の方針	19
第2章 むらづくりの目標像	20
1) 基本理念	20
2) 取り組み姿勢	20
3) 分野別目標像	21

基本計画

第1章 環境共生 : つながりが豊かな暮らしと豊かな自然を紡ぐ村	28
1) 現況	28
2) 課題	28
3) 重点プロジェクト	29
4) 施策展開方針	30
第2章 都市・防災 : しなやかな強さが暮らしの安定を守る村	31
1) 現況	31
2) 課題	32
3) 重点プロジェクト	32
4) 施策展開方針	34
第3章 産業 : 特色ある産業で人々の心を潤す村	38
1) 現況	38
2) 課題	38
3) 重点プロジェクト	39
4) 施策展開方針	40
第4章 医療・福祉 : こまやかさが暮らし続けられる安心を支える村	44
1) 現況	44
2) 課題	44
3) 重点プロジェクト	45
4) 施策展開方針	46
第5章 教育・文化 : 学び合う心が自立する力を育てる村	49
1) 現況	49
2) 課題	49
3) 重点プロジェクト	50
4) 施策展開方針	51
第6章 地域経営 : 信頼に応え進化し続ける村	53
1) 現況	53
2) 課題	53
3) 重点プロジェクト	54
4) 施策展開方針	55
第7章 計画の着実な進行のために	57

資料編

策定体制	60
諮問・答申	62

はじめに

第 1 章

小笠原村を取り巻く状況

1) 小笠原村の歩み

小笠原諸島は、東京から南に約 1,000~1,800km の太平洋上に散在する 30 余の島々から構成され、一度も大陸と陸続きになったことのない海洋島です。日本最南端の島（沖ノ鳥島）と日本最東端の島（南鳥島）が属しており、日本の排他的経済水域の約 3 割という広大な海域を確保しています。

小笠原諸島の総面積は、104.41 km² で、その大半が国立公園に指定されています。亜熱帯海洋性気候に属しており、年間の気温の差や 1 日の最高気温と最低気温の差が小さく、冬でも最低気温が 10℃ を下回ることほとんどない非常に温暖な気候も特徴です。

小笠原諸島に最初に定住したのは、捕鯨などのためにハワイから移住した欧米人とハワイの先住民で、1830（文政 13）年のことでした。

その後、江戸幕府や明治政府の調査・開拓により 1876（明治 9）年には国際的に日本領土として認められ、1880（明治 13）年から東京府の管轄となりました。

大正から昭和初期には、亜熱帯性気候を活かした果樹や冬野菜の栽培が盛んになり、漁業では大洋に育まれたカツオ・マグロ漁に加え、捕鯨やサンゴ漁などを中心に栄え、人口 7,000 人を超える最盛期を迎えました。

しかし、太平洋戦争の局面の悪化により、1944（昭和 19）年、軍属などとして残された 825 人を除く全島民 6,886 人は、強制的に本土へ疎開させられました。敗戦により、小笠原諸島は米国の占領下に置かれることとなり、1946（昭和 21）年、欧米系の島民に限り帰島が許されましたが、他の大多数の島民は故郷への帰島は許されず、慣れない土地での苦しい生活を強いられることとなります。

1968（昭和 43）年、小笠原諸島は 23 年ぶりに日本に復帰し、島民の帰島がかなうことになりました。しかし、本土での生活基盤ができあがった人々も多く、小笠原諸島へ戻ることを諦めざるを得なかった人も少なくはありません。また、現在もなお、硫黄島への一般島民の帰島はかなっていません。

1969（昭和 44）年の小笠原諸島復興特別措置法制定以降、総合的な計画のもとに、社会基盤の整備などが進められ、復帰から約 10 年後の 1979（昭和 54）年には村政が確立し、小笠原村としての新たな一歩を歩み始めました。

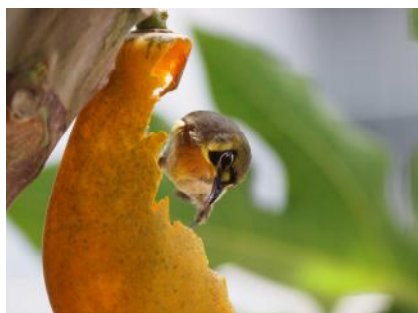
近年では、豊かな自然や風土にあこがれて移り住む若い世代が多く活気に満ちあふれており、また 2011（平成 23）年の世界自然遺産登録に加え、国際的な領土・領海に関する意識の高まりなどにより、小笠原村はますますその存在意義を強くしています。

2) 環境共生

世界の人口増加や経済活動拡大により、地球温暖化や生物多様性の喪失などの地球規模の環境問題が顕在化しており、世界各国で、その解決に向けた取り組みが進められています。

日本でも、2005（平成 17）年の京都議定書の発効を契機に、国や自治体、企業などにおいて、環境問題への取り組みが積極的に進められ、低炭素社会などの考え方も定着しつつあります。また、国の第四次環境基本計画では、生態系から得られる食料、水、気候の安定などのさまざまな恵みを持続可能なかたちで利用していくこととしており、失われた生物多様性の回復・維持や本来生態系が有する回復能力の強化などの必要性が示されるなど、生態系の重要性が見直されています。

そのようななか、世界の宝として認められた固有の生態系を有する自然豊かな国土・海洋を保持する小笠原村は、持続可能な島として、その自然環境を保全し、後世へと引き継ぐ重要な役割を担っています。



3) 都市・防災

日本では、高度経済成長期に建設された国土基盤ストックの老朽化に伴う維持管理・更新費の大幅な増加が見込まれており、日本復帰から 45 年が経過した小笠原村においても、今後は、既存ストックの有効活用及び効率的・効果的な更新を行うとともに、新たな基盤の整備に際しては、選択と集中による効率的・効果的な整備を行うことが求められます。

また、近年では、局地的な集中豪雨や台風、地震とそれに伴う津波などの自然災害により、私たちの生命やこれまで築き上げてきた生活基盤が失われる事態が多発しています。なかでも、2011（平成 23）年 3 月 11 日の東日本大震災は、従来の災害の概念に収まらない未曾有の大災害であり、この震災後、日本全国で防災に関する議論が交わされ、国土全体・地域全体で支え合える体制を構築することによる「災害に強いしなやかな国土の形成」という方向性が国によって示されるとともに、「減災」の考え方や「避難」を基本としたソフト対策の重要性も指摘されました。さらに、福島第一原子力発電所の事故をきっかけに、脱原発への世論が高まり、再生可能エネルギーを中心とするエネルギー転換への関心もより一層高まることとなりました。

小笠原村は、台風の常襲地域であるとともに、居住地域が海沿いの低地に集中していることや災害時には他地域との交通が絶たれ孤立する可能性があることなど、災害に対して脆弱であり、対策が急務となっています。

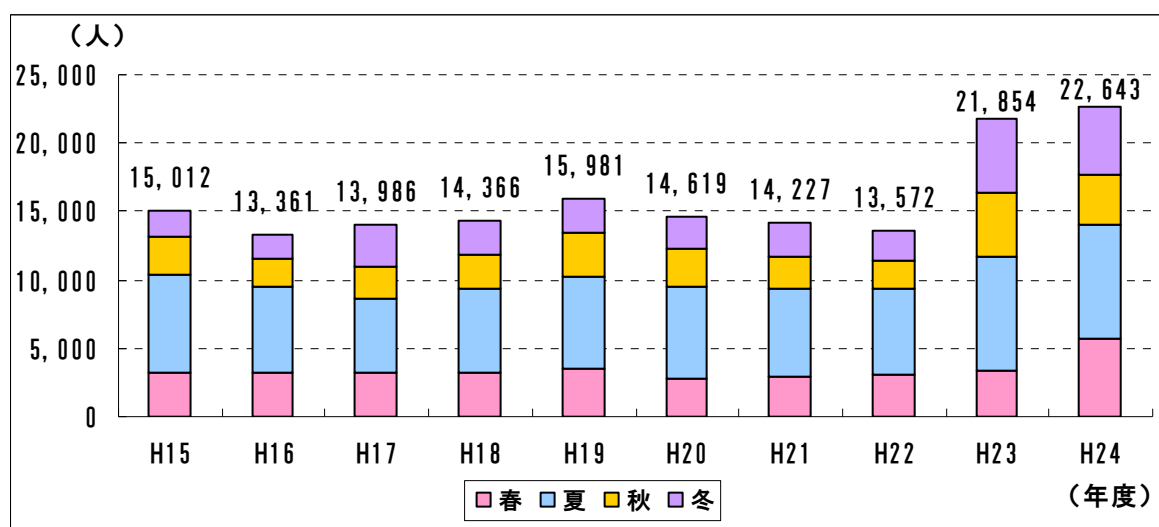


4) 産業

近年、太平洋周辺諸国では、高い水準の貿易などの自由化を目指した環太平洋パートナーシップ（TPP）協定締結に向けた交渉が進められており、2013（平成25）年から日本も交渉に参加しています。TPP協定では、物品については例外のない関税撤廃・削減を原則として検討が行われており、自由化が進めば、諸外国からより安価なものの輸入が進む可能性がある一方で、市場が大きく拡大するため、農業を中心に日本の各種産業における一層の差別化、高付加価値化などが求められています。

一方、国は日本経済が世界的な経済危機などを背景に難局に直面しているなか、力強い日本経済を取り戻すために「観光」を21世紀における日本の重要な政策の柱として位置づけています。2008（平成20）年に発足した観光庁を中心として、急速に成長するアジアをはじめとする世界の観光需要も視野に入れた観光立国推進基本計画に基づき、個性と活気にあふれる観光地域づくりのための取り組みが進められています。

世界自然遺産登録後、観光客が増加しており、観光客による消費活動が農業・漁業をはじめとする他の産業でも大きな意味をもつ小笠原村においても、エコツーリズムを基軸とした観光産業で他の産業を牽引しながら、第一次産業や観光などの産業全体を取り巻く国内動向を敏感に捉え、臨機応変に対応することが必要となっています。



資料：産業観光課資料

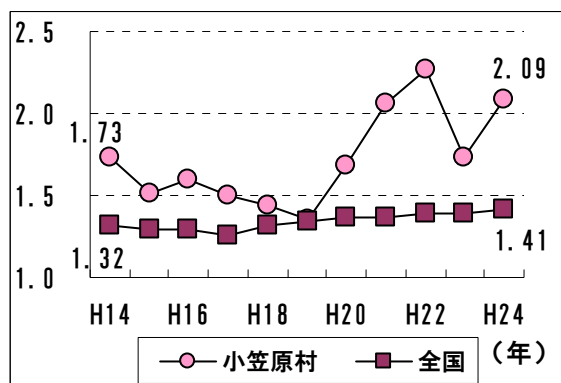
観光客数の推移



5) 医療・福祉

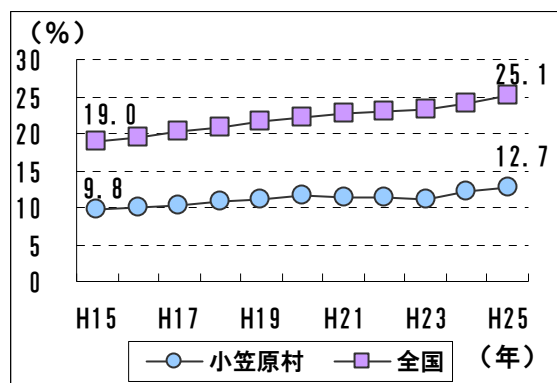
日本では、未婚化や晩婚化の進行による出生率の低下や医療技術の進歩による平均寿命の延伸などの要因から、急速な少子高齢化が進み、2013（平成 25）年 10 月 1 日現在の高齢化率は 25.1%と世界で最も高い数値を示しています。このようななか、核家族化や高齢者のみ世帯の増加もあいまって、地域のつながりが希薄化し、子育ての不安感・負担感の増大や高齢者の地域からの孤立などが進行しており、地域全体で子どもを育て、高齢者を見守る支え合いの社会の再生が求められています。また、急速な高齢化は、医療・介護の需要を増加させていますが、高齢者の健康寿命をのばし、生活の質を高めていくためには、疾病そのものを予防する健康づくり、疾病の早期発見、症状の重度化の防止という「予防」の考え方のもと、医療・福祉分野が連携して取り組んでいくことが求められます。

小笠原村では、生産年齢人口が流入する傾向にあり、現在でも人口は増加傾向にあります。合計特殊出生率も 2.09(平成 24 年)と全国平均(同年 1.41)を大きく上回り、高齢化率も 12.7%（平成 25 年 10 月 1 日現在）と全国平均（同年 25.1%）を大きく下回っていますが、人口減少・少子高齢化の動きはいずれ小笠原村にも影響を及ぼすことが予想されます。超遠隔離島である小笠原村では、単独で保持できる医療・福祉体制にも限界があることから、分野間の連携を強化するとともに、地域で支え合う体制づくりが重要となります。



資料：人口動態統計

合計特殊出生率の推移



資料：住民基本台帳、人口推計（総務省統計局）
各年 10 月 1 日現在

高齢化率の推移



6) 教育・文化

日本では、2006（平成 18）年に約 60 年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされました。新しい教育基本法では、国民一人ひとりが生涯にわたって学び、その成果を生かすことのできる社会の実現が必要として、「生涯学習の理念」が新たに規定されています。さらに学校教育法をはじめとする教育三法の改正、学習指導要領の改訂など、「ゆとり」教育でも「詰め込み」教育でもない、「生きる力」を育む教育を目指した教育改革が進められており、特に「確かな学力」の定着に力が入れています。

小笠原村では、子どもが増加する傾向にある一方で、進学や就職を機に島を離れる子どもも多いため、確かな学力を身に付け、幅広い視野をもち自立した子どもの育成が特に重要となります。そのために、人材の限られる離島では、学校教育の質の向上はもちろん、地域が一体となって子どもの教育にあたることが求められます。

また、2013（平成 25）年 12 月、日本人の伝統的な食文化である「和食」が世界無形文化遺産に登録されたほか、近年、ファッションや音楽などの若者から発信された新しい文化やアニメなどのメディア文化が世界で注目を集めるなど、日本の文化・芸術は伝統文化から現代文化に至るまで世界的に高い評価を得ており、日本全国で、こうした日本の魅力を再発見し、世界に発信する取り組みが進められています。さらに、文化・芸術活動は地域コミュニティへの参加の機会をひらく基盤としての機能も有しており、その重要性が注目されつつあります。

特異な地理的・歴史的背景をもつ小笠原村においても、これまで継承されてきた貴重な文化の価値を村民が理解し発信することで、後世へと引き継ぐとともに、文化活動を通して地域のつながりを深めていくことが求められています。

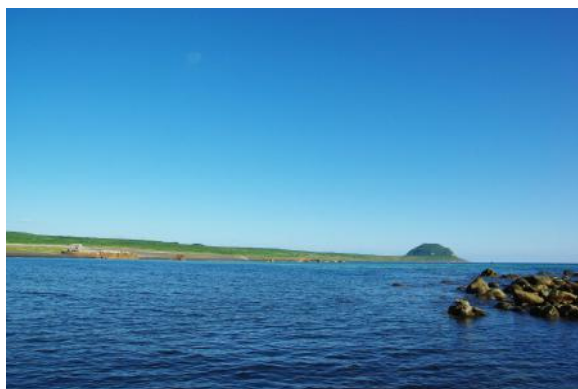


7) 地域経営

日本では、約 20 年前から、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにすることが必要であるとして、「地方分権」の議論が進められてきました。2009（平成 21）年からは、「地域主権」と名称が改められ、自治体の条例制定権の拡大や自治体への権限移譲などの改革が続けられています。さらに、東日本大震災を契機として、地域経営における「自助・共助・公助」の重要性が再認識されるとともに、共助を担う「新しい公共」の考え方も広く知られるようになり、人々の地域経営への意識や姿勢が大きく転換しました。

小笠原村では、日本復帰以降、国や東京都の支援のもと進めてきた社会基盤の再構築により、地域としての基礎ができつつあり、今後は、地域コミュニティのつながりをより強固なものとして地域経営の力を充実させていくことが求められています。

また、小笠原村には、沖ノ鳥島・南鳥島などの国境離島や、太平洋戦争の激戦地である硫黄島が属しています。世界自然遺産にも登録された小笠原諸島の豊かな自然環境のほか、豊かな資源をもたらす海洋や特異な歴史なども含め、小笠原村を次代へと継承することは、村民だけでなく国民の利益のためにも重要な役割となっています。



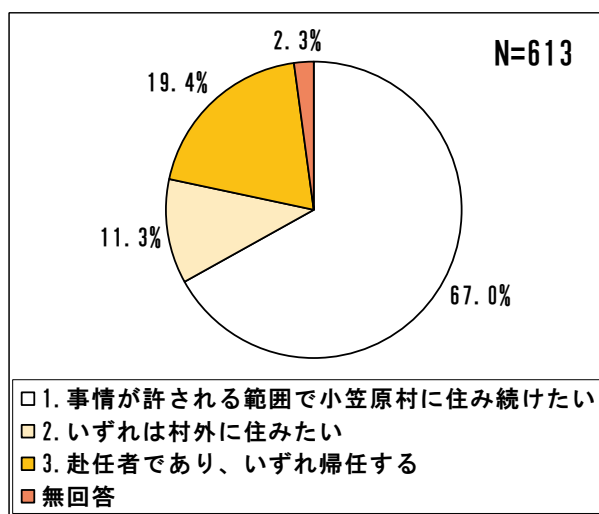
8) 村民意向

本計画の策定にあたり、村内全世帯を対象にアンケート調査を行いました。

居住継続意向 : 住みたいと思う人が、全体の 2/3

村内での居住継続意向は、「事情が許される範囲で小笠原村に住みたい」が 67.0%で最も割合が高く、全体の 2/3 を占めています。

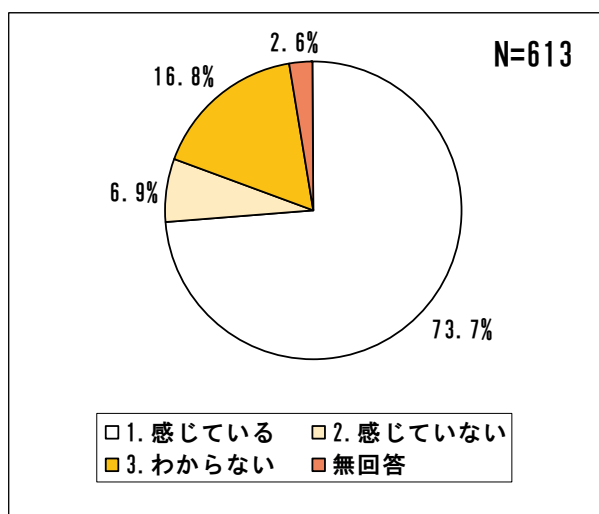
次いで「赴任者であり、いずれ帰任する」が 19.4%、「いずれは村外に住みたい」が 11.3%となっており、村外に出たいもしくは出なければならないことが決まっている回答者が 30.7%と約 3 割を占めています。



愛着・誇り : 小笠原村への愛着・誇りを感じている人が、全体の 3/4

小笠原村への愛着・誇りは、「感じている」が 73.7%で最も割合が高く、全体の 3/4 を占めています。

次いで「わからない」が 16.8%、「感じていない」が 6.9%となっています。

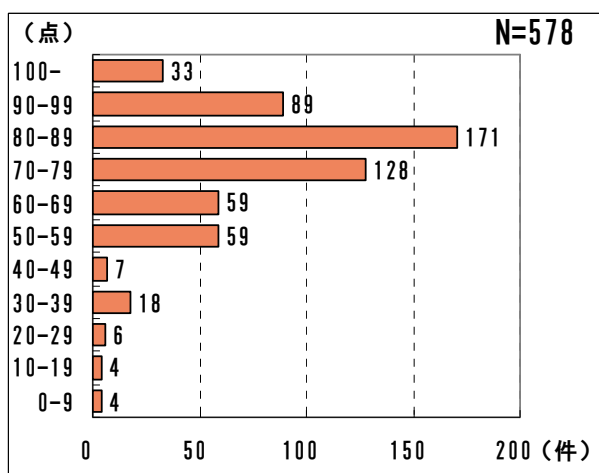


魅力度 : 小笠原村の魅力度は、100 点満点で、平均 72.7 点

小笠原村の魅力度を、100 点満点で評価していただいたところ、平均 72.7 点となりました。

80 点台をつける人が最も多く、次いで 70 点台、90 点台が続いており、さらに 60 点台と 50 点台が同数で続いています。

※100 点以上には 120 点（2 件）を含みます。



第 2 章

活かすべき小笠原村の優位性～自然環境の保全と活用～

1) 世界自然遺産にも登録された豊かな自然環境の保全・活用

小笠原諸島は、その大半が国立公園に指定されているほか、南硫黄島が原生自然環境保全地域に指定されるなど、優れた自然や景観を有しています。

また、小笠原諸島は大陸と一度も陸続きにならなかったことがない海洋島で、小さな島でありながら小笠原諸島でしか見ることのできない固有種の割合が高いこと、特に陸産貝類や植物において、進化の過程がわかる貴重な証拠が残されていることが高く評価され、2011（平成 23）年 6 月には、世界自然遺産に登録されました。

しかし、以前には、移民を奨励した明治期の森林伐採や火入れ、開墾などにより植生の改変が進んだほか、太平洋戦争の影響や外来動物・外来植物の導入などの影響により在来種や固有種の一部が絶滅し、生息・生育数を減少させた種も多く、その価値を守るためには、保全事業や過去に失われた自然の再生事業、外来種対策などの人の手による保全活動が必要不可欠となっています。

私たち村民は、これらの豊かな自然環境の顕著で普遍的な価値を正しく理解し、その価値を来島者に伝えるとともに、小笠原村の村民のみならず日本・世界の宝として、健全な状態で後世に引き継いでいくことに努めていきます。

また、これらの豊かな自然環境は、村民が暮らしていくための貴重な観光資源でもあります。現在でも、国内では数少ない沈水カルストの景勝地である南島や、隆起カルスト地形という石灰岩特有の地形に希少な固有種が生息している母島の石門一帯では、先進的なエコツーリズムが実施されています。海中はボニンブルーと呼ばれる紺青の海の色で美しく、かつ透明度が高く、多様な景観をもつことから、スキューバダイビングの良好なポイントが数多く存在するほか、ホエールウォッチングやドルフィンスイムなどのアクティビティも盛んに行われています。

私たち村民は、これらの豊かな自然環境を損なうことなく適切に活用し、島の自然と共生していきます。



2) 広大な海域を担う海洋拠点としての海洋立国への貢献

小笠原村の父島・母島は、東京と日本の最南端・最東端をなす沖ノ鳥島・南鳥島を結ぶ三角形のほぼ中央にあたります。

小笠原諸島は、日本の排他的経済水域の約3割という広大な海域を確保する根拠となっており、排他的経済水域において沿岸国は、天然資源（生物・非生物を問わない）の探査、開発、保存及び管理などのための主権的権利を有するとともに、人工島、施設及び構築物の設置及び利用、海洋環境の保護及び保全、海洋の科学的調査などに関する管轄権を有します。そのため、小笠原諸島は日本の漁業・天然資源開発などにおいて、大きな役割を果たすとともに、今後も海洋研究・海洋開発などの拠点として大きな可能性を有しています。

近年では、我が国が2008（平成20）年に大陸棚限界委員会（CLCS）に申請した大陸棚延長について、2012（平成24）年4月の第29会期会合で勧告が採択され、沖ノ鳥島を基点とする大陸棚延長を申請した四国海盆海域の大部分を含む合計約31万km²について、同委員会の同意を得ることができ、我が国の海洋権益拡充に向けた重要な一歩となりました。

さらに、2012（平成24）年6月には、東京大学の研究チームにより、南鳥島の周辺の海底においてレアアースを豊富に含む泥が存在していることが発表されるなど、小笠原諸島の果たす経済的役割は今後さらに大きくなることが予想されます。

また、沖ノ鳥島・南鳥島は、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」に基づく特定離島に指定されており、海洋再生可能エネルギーの可能性を探る実験場のほか、観測・研究活動の拠点、持続的な漁業活動の場、教育・観光利用の場としても期待されています。

近年、近隣諸国との領有権に関する認識の不一致などによるさまざまな問題が生じているなかで、今後も日本の南方海域に位置する小笠原諸島の存在を主張するとともに、この広大な海域を監視・管理するために、小笠原村は太平洋上の拠点として、空港をはじめとする交通基盤や通信基盤を強化するなど、一定の都市機能を確保し、海洋立国へ貢献します。



第 3 章

克服すべき小笠原村の不利性

～航空路の開設による村民生活の安定の確保～

1) 本土との交通アクセスの制約の解消

小笠原村は、東京から南に約 1,000 km 離れた太平洋上に位置し、村民の本土とのアクセス手段は週に 1 便程度の航路（おがさわら丸：東京～父島間）に限られており、その所要時間も片道約 25 時間半と、移動が非常に制限されている状態です。

このことは、人の移動、物の移動を含め、小笠原村に住む私たちの日常生活に大きな影響を与えています。

例えば、体力の衰えた高齢者や苦痛を抱えた病人にとって、長時間外洋を航行する船旅は、大きな身体的・精神的負担を与えています。場合によっては移動の負担を受け入れられず、本土へ行くことを断念することもあります。妊婦は島内での出産ができないため、本土で出産せざるを得ない状況ですが、船には妊婦に対する搭乗の制約があるため、妊娠約 8 ヶ月の時点で島を離れることになります。

また、村民は、本土へ行く必要がある場合には、常に定期便の運行スケジュールにあわせて日程調整を行う必要があり、緊急の用が発生した場合にも、次の定期便の運行を待つしかありません。しかも、通常は約 10 日間も島を留守にしなければならないため、仕事や家族をもつ村民の精神的・経済的負担は小さくありません。さらに家族と離れて暮らす村民は、本土の家族に何かあった場合なども、すぐには海を渡れない不安を抱えながら日常生活を送っています。

さらには、東日本大震災の教訓から、防災力の強化に目を向けると、南海トラフの巨大地震による津波浸水予測では最大 19.7m の津波が想定されるなか、代船のない単独航路しか確保されていない小笠原村では、大規模災害が起こった場合、港湾施設が使えなくなり、救援物資の支給さえままならない状況が想定されるため、被災時の復旧・復興の緊急支援のための航空輸送手段の確保が必要とされています。

このように、船だけが唯一の交通アクセスであるという現状は、村民生活に深刻な影響を与えており、その解消に向けて本土とのアクセスの時間短縮と機会の増加を図るためには、航空路の開設しか手段がないのが現状です。村民は「いざ」というときに、短時間で本土に行けること、またその「安心感」を望んでおり、だからこそ、村民生活の安定のための航空路の開設は、長年にわたる村民の切なる願いとなっています。



第 4 章

計画策定の意義

1) 策定の趣旨

小笠原村は、復帰後、国や東京都の支援のもと、生活基盤の再建に向け、むらづくりを進めてきました。復帰から 45 年経過し、生活基盤が整う一方で、克服すべき超遠隔離島であるがゆえの課題もまだまだ残されています。先人たちの努力の積み重ねにより村としての第二の道を歩み続けてきた小笠原村を、責任をもって次代に引き継ぐためには、この村に暮らす村民・事業者・行政それぞれが自立と協働によりむらづくりに取り組んでいくことが大切です。

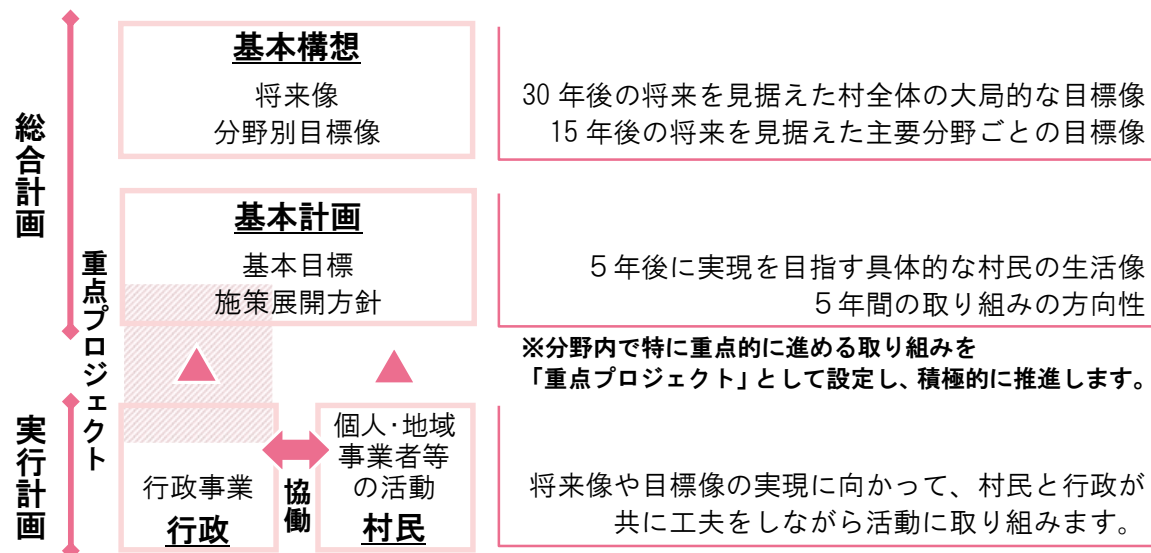
この総合計画は、「心豊かに暮らし続けられる島」の実現に向けて、むらづくりの活動を着実に進めるための方針を提示するものです。

2) 計画の位置づけ

この計画は、村民と行政が共有し、協働で実現を目指す小笠原村の将来像を示した『地域経営の指針』です。また、それを支える行政が効率的・効果的に行政運営を進めるための目標と方針が示された『行政経営の指針』でもあります。

3) 計画の構成

この計画は、村全体の将来像を示す基本構想と、分野ごとに目指すべき具体的な村民生活像とその実現に向けた取り組みの方向性を示す基本計画で構成されます。



4) 計画の期間

計画の期間は、平成 26 年度を初年度とする 15 年間とします。

年度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
基本構想	15 年														
基本計画	前期 5 カ年					中期 5 カ年					後期 5 カ年				

基本構想

第 1 章

小笠原村の将来像

1) 将来像

心豊かに暮らし続けられる島

現代社会は、情報やモノがあふれるなか、人々の生活は飛躍的に便利になっています。

特に都会では、多くの人々が生活するため、娯楽・交通・医療・福祉など、さまざまなモノやサービスが集約され、便利で快適な生活を享受することができます。

その一方で、自然と触れる機会が少なかったり、何事にもスピードが求められたりするなど、生活の中で安らぎを感じにくく、人と人との交流も疎遠になりつつあります。

本土から 1,000km 離れた小笠原村に目を向けると、海底光ケーブルの敷設などにより本土との情報格差はある程度なくなったものの、依然としてどうしても埋められない時間的・距離的な制約があるなか、都会と同じように何不自由ない生活を送ることには限界があり、一定の不便さは受け入れなければなりません。

一方で、自然を身近に感じられる環境や、本土とは異なる生活リズムの中で、人と人との交流は濃密であり、島ならではの豊かな生活を送ることも可能な環境にあります。

このようななか、むらづくりの視点としては、村民一人ひとりが超遠隔離島に暮らすうえでの制約を理解したうえで、自立する力と互いに支え合う力を身に付け、強いコミュニティを形成するとともに、さまざまな環境の変化にきめ細かく対応しながら、暮らし続けるために必要な環境整備や産業の活性化などを進めることで、安心して安定した暮らしの基礎を築くことが重要です。

また、大自然に囲まれた生活や、ゆったりとした時間の流れを楽しめる生活など、ここにいるからこそ実践できる生活の豊かさを大切にします。

そして、制約があるなかでも、こうした豊かさを大切にしながら、村民と行政が一体となって、創意工夫をし、小笠原村ならではの「暮らしやすさ」を探究していきます。

さらには、小笠原村を訪れる人々にも、こうした豊かな自然の恵みを享受する暮らしの魅力を感じてもらい、また来たいと思ってもらえるようなサービスを提供し、村の活力を生み出します。

こうして、人と人とのあたたかいつながりのもと、人と自然が共生し、活力に満ちた地域社会を実現することで、小笠原村は小さくともキラリと光る、唯一無二の存在となることが可能です。

そして、「暮らしやすさ」に支えられた小笠原村ならではの暮らしの魅力を、一步一步着実に高め、村民すべてが将来に向かって夢や希望をもち、『心豊かに暮らし続けられる島』となることを目指します。

..... ● ● ● 未来日記 ● ● ●

約 30 年後の将来像について多くの方と共感できるように、小笠原村の暮らしをさまざまな登場人物の視点で描いています。



働き世代(50代)

最近、村の中を歩いていると、むらづくりについて、立ち話して盛り上がっている姿をよく見かけます。昔じゃ、そんなこと考えられなかったけど、いろいろな情報が入ってくると、自然と話せるようになるものですね。



子育て世代(30代)

この間、子どもに学校の勉強のことを聞いてみたら、習ったこと以外の知識や自分の意見をちゃんともっていて、びっくりしました。どうやら、私の知らないところで、地域の方々にも育てていただいているみたいです。



高齢者(70代)

毎日、近所の人みんなで集まって体操をしながら、話をすることで日々の不安は解消されますね。本当に困ったときも、診療所の先生が、他所の先生にも相談しながら、しっかりと対応してくれるので安心です。



高校生(10代)

この間の大きな地震と津波には、驚きました。でも、村民も観光客も一緒にスムーズに避難することができたし、避難所では水も電気も使えました。津波被害も最小限に抑えられ、内地の大学に通うお兄ちゃんも飛行機ですぐに帰ってきてくれて、家族全員集まったらほっとして、少し力が抜けました。



観光客(40代)

今日、街なかを散歩していたら、国有の動植物にたくさん出会えて感動しました。さらに島の子どもたちが、丁寧に国有種の解説までしてくれました。島全体で希少な生態系を理解し、外来種を持ち込まないなど、環境に配慮したライフスタイルが確立しているからこそですね。



観光客(20代)

のんびり散歩しながら、途中で出会った村の人たちとお話をしていたら、いつの間にか夜になっていました。こんな素敵な時間の過ごし方は、何年ぶりだろう。聞いたところによると、本土では見たこともない食材やおいしい料理が食べられるお店があるらしい。旅の土産話でも仕入れにいられます。

2) 将来人口

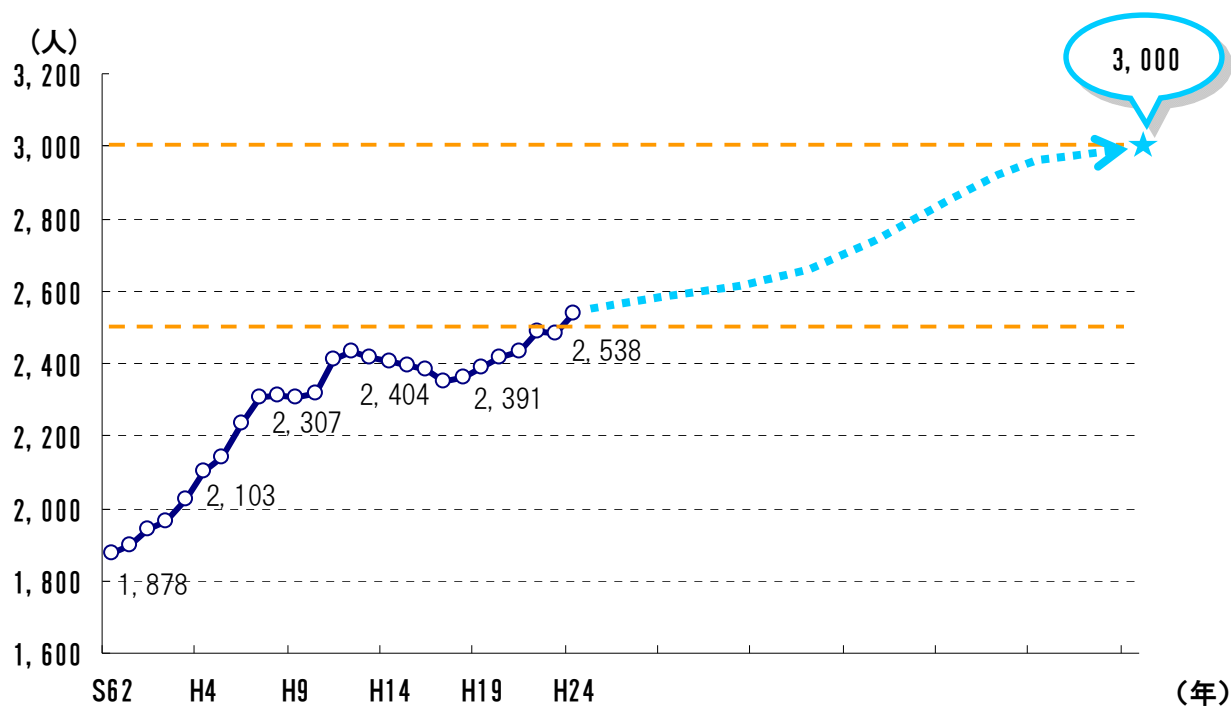
地域の生活を支える活力・地域の賑わいの創出のためには、一定規模の人口が必要であるため、超長期の将来人口としては、復帰当初から目標としてきた3千人を目標として設定します。

ただし、その一方で、世界自然遺産にも登録された貴重な自然と共生する小笠原村ならではの暮らしを続けるためには、急激な人口増加は望ましくありません。

また、現状では、人口増加に対応する産業や医療・福祉、居住環境などにおける受け皿を十分に確保しなければならないことに加え、財政状況も決して豊かではないなか、村の経営資源の投資においても必要性を見極めながら対応しなければならないこと、さらに、私たちの生活を支える基盤である水源や土地にも限りがあることなど、課題も多く抱えています。

そのような観点から、超長期の将来人口としての3千人は上限人口とも想定できます。

以上から、ゆるやかに一步一步成長を続けられるよう、短期的には転出の抑制や出生数の増加を支える行政サービスを充実させつつ、『ゆるやかな人口増加』を維持することを目標とします。また、超長期的には新たな産業振興策の展開、居住環境の整備などの多様な取り組みを組み合わせることで、復帰当初から目標としてきた3千人に近づけることを目指します。



資料：住民基本台帳（平成24年までは、各年1月1日現在の実績値）

3) 土地利用の方針

小笠原諸島は、太平洋上に散在する 30 余の島々からなり、その総面積は約 104 km² と狭く、急峻な地形で平地が少ないうえ、その大半が国立公園や森林生態系保護地域に指定されており、都市生活を行うために活用できる範囲は非常に限られています。

そのため、貴重な自然環境の保全と活力を生み出す生活環境の確保を両立するためには、限られた利用できる土地を有効に活用していく必要があります。

本計画では、小笠原諸島振興開発計画の土地利用計画を基本として、主要な島ごとに、土地利用方針を次のとおり定めます。

【父島・母島】

守るべき地域（自然保護地域）と積極的な利用を可能とする地域（集落地域、農業地域、その他地域）を設定し、守るべき地域は規制のもと、その環境を厳格に守り、積極的な利用を可能とする地域はしっかりと利用のルールを定めたうえで、その環境保全を図るとともに、その時々々の状況と将来予測を踏まえ、最適な利用方法を選択します。

●自然保護地域

小笠原諸島の優れた自然景観地域、地形地質の面で保全する必要のある地域及び学術上貴重な動植物が生息する地域などについて、自然保護地域として保全・保護を図ることを基本とし、保全と適正な利用の促進を図ります。

●集落地域

既存の集落地域については、快適で利便性の高い居住環境の形成や、良好な街並みの形成に努めるとともに、点在する遊休土地の流動化を促し、公園や緑地などの整備も含めて快適な生活空間の創出に努めるなど、有効利用に積極的に取り組んでいきます。

●農業地域

農業地域内の農地の保全及び農業基盤の整備を重点的に促進するとともに、未利用地については、農地としての利用を促進します。

●その他地域

現状では、特に利用方針を定めていない地域であり、土地の有効活用を図るため、土地の利用に関する検討を行い、周辺との調和を図りながら、最も適した土地利用への誘導を図ります。

また、今後の人口増加や村の活性化を図っていくため、自然環境との調和に配慮しながら、既存集落地域との一体性をもった集落地域の拡大も、本地域において検討します。

【硫黄島】

小笠原村の行政区域として、国、東京都などの関係機関との調整を図りつつ、歴史的経緯を踏まえて、平和の象徴となるような利用のあり方を推進します。

【沖ノ島・南島】

日本の最南端と最東端の国境を担う島であることはもちろん、海洋資源の開発・利用、海洋調査などの活動の拠点としても重要な役割を担う島であるため、日本の国益につながる利用について、小笠原村として協力します。

第 2 章

むらづくりの目標像

1) 基本理念

①自主性と自立性の確立

②互助と連帯感の醸成

この理念は第1次小笠原村基本構想から引き継がれてきたものであり、旧島民・新島民・新々島民など、さまざまな人生の背景を有する人々が交流しながら新たなコミュニティをつくりあげている現代においても、大切な理念であるため、第4次小笠原村総合計画においても継承します。

2) 取り組み姿勢

基本理念のもと、むらづくりを進めるための3つの取り組み姿勢を示します。

英知を集めよう

小笠原村は、社会・経済活動上の不利条件を多く抱える地域ですが、一方で、世界に誇れる自然環境や貴重な海洋資源に恵まれており、国内外を問わず小笠原村に関心のある有識者がたくさんいます。また、観光客や本土からの移住者との交流の中で、さまざまな気づきをもらえることもたくさんあります。

村民の知恵を活かすことはもちろん、有識者や観光客、新たに小笠原村に移住してくる人々などとの交流の中で世界中の英知を集め、将来像を実現するための方法を探究します。

いい汗をかこう

小笠原村の財政規模は小さく、多様化・複雑化する村民（社会）ニーズのすべてに、行政資源のみで対応していくことは困難です。そのようななかでは、費用を最小限に抑える工夫や、公共サービスを経済サイクルに組み込むことによる資金の創出などにより、公共サービスを村全体で支えていく必要があります。

また、この計画で示されている将来像は一足飛びでかなえられるものではなく、小さなことから着実に行動に移していくことが必要です。

地域で暮らし、働く、村民・事業者・行政それぞれの主体が自らの役割を自覚し、責任をもって将来像実現に向けた取り組みを着実に実行していきます。

心を合わせよう

小笠原村は、国土形成のさまざまな視点から極めて重要な位置にあり、村としての持続的な経営が必要となりますが、条件不利地域である小笠原村の維持には、外からの支援・応援も欠かせません。

そのため、まずは、地域づくりの推進役として、村民自らが、自分たちの村は自分たちで支えるという意識を共有し、新しい公共を形成していく必要があります。

村民が自らががんばる意思と行動をきちんと示したうえで、国民の皆さんにも小笠原村の特殊性への理解と協力を求め、心をつに、国民全体にとって重要な価値をもつ小笠原村を次代に継承できるよう、守り続けていきます。

3) 分野別目標像

環境共生：つながりが豊かな暮らしと豊かな自然を紡ぐ村

「**つながり**」とは、村民が、自然を適切に利用するなかで自然との距離感が縮まり、自然の果たしている役割や人々の暮らしにもたらず潤いを肌で感じることです。

「**つながり**」とは、村民が、自然との関わり方や暮らしの価値について、それぞれの価値観を認め合い、尊重し合って暮らす姿が、その暮らしに触れた人々にも伝わっていく「人と人とのつながり」です。

こうしたつながりを通して、世界に認められた人類共通の宝である豊かな自然環境が受け継がれていく村を目指します。

環境共生分野の村民の将来生活像

- 自然を大切に利用することで、村民も来島者も自然のもつ価値、役割、重要性などを肌で感じ、自然に対する「思いやり」が育まれている。
- その思いやりが自然への負荷を低減するライフスタイルにつながり、その暮らしに触れた来島者も島の暮らしのあり方を正しく理解している。
- そして、小笠原諸島の貴重な自然を人類共通の財産として後世に引き継いでいくために、小笠原村に関係する人々が一体となって継続的に保全活動などに取り組んでいる。

都市・防災：しなやかな強さが暮らしの安定を守る村

「しなやかな強さ」とは、水やエネルギー、土地などの限られた資源を村民の暮らしに有効に活用するため、将来を予見しさまざまな工夫によって弾力的に対応することです。また、社会・経済・技術などの環境の変化を即座に捉え、臨機応変に対応する姿勢も表しています。

「しなやかな強さ」とは、技術の限界を超えた災害に対し、災害そのものは防げなくても、未然に予測し、対策を行うことで、人々の生命を守る対応の柔軟さと災害に屈しない強さです。

こうした、環境の変化や自然の脅威に抗うのではなく、受け止め、いなす、しなやかな強さによって、村民の安定した暮らしが守り続けられる村を目指します。

都市・防災分野の村民の将来生活像

- 離島の制約や可能性を十分に認識し、自然への負荷を低減する工夫や、資源利用を最適化する工夫を凝らしながら、島にも人にも優しい安定した生活を送っている。
- 本土との高速交通アクセスの手段が確保され、村民のいざというときの不安が解消されている。
- 村民の多様な暮らし方を受け止める環境が整えられ、島での暮らしの幅が広がっている。
- 日頃から村民自らがその生命と財産を守る知識を身に付けるとともに、さまざまなリスクを想定した対策が講じられ、災害などの非常時においても、柔軟な対応により人々の生命が守られている。

産 業 ： 特色ある産業で人々の心を潤す村

旅人の「心を潤す」のは、ここでしか味わえない、本物の自然、本物の暮らしに触れ、あたたかなおもてなしの中で過ごす、ゆったりとした癒しの時間です。

村民の「心を潤す」のは、村民の暮らしの基礎となる地域に根付いたなりわいと、家庭の食卓に色を添え、安心で健康的な食事を支える新鮮な野菜や魚などの地産物です。

人々の「心を潤す」のは、どんなときもどこにいても、遥かな島小笠原村の特別感を感じさせてくれるモノやサービスです。

こうした小笠原村ならではの魅力をさらに高め、日本中の人々の心を潤す感動を提供し続ける村を目指します。

産業分野の村民の将来生活像

- 観光客が、豊かな自然・貴重な生物との触れ合いや村民によるあたたかなおもてなしの中で、島の暮らしの魅力を感じ、旅の始まりから終わりまで、ゆったりとした癒しの時間を楽しんでいる。
- 温暖な気候や広大な海洋によって育まれる農水産物やそれらを利用した商品が小笠原村を訪れる観光客を中心に日本中の人々に提供されるとともに、村民は村内でとれた新鮮な地産物を購入でき、地域の恩恵を受けた豊かな食生活を送っている。
- 自然の恵みや文化などに根付いた小笠原村ならではのなりわいが広がり、村民が日々の仕事にやりがいを感じながら、心豊かに暮らしている。

医療・福祉 : こまやかさが暮らし続けられる安心を支える村

「こまやかさ」とは、村民一人ひとりが日頃から自分の健康に気をつけながら生活を送るとともに、村民どうしで情報を共有し見守り合う日々の心くばりのことです。

「こまやかさ」とは、医療・福祉を担う専門職を適切に配置するとともに、業務の遂行に必要な支援を常時受けられる体制を構築することにより、多角的な診断やサービスの提供を可能とし、老後や介護が必要となっても安心して暮らせる環境を整えるきめ細かい対応のことです。

このように日頃からのこまやかな対応によって、健康を保ちやすい環境や、病気になっても早期に発見しやすい環境を整え、安心していつまでも暮らし続けられる村を目指します。

医療・福祉分野の村民の将来生活像

- 村民一人ひとりが、日頃から運動や食生活などにおいて健康に気を配った生活を送るとともに、定期的に健康について学ぶことや自分の健康状態を知ることを心がけている。
- 村内の医療・福祉機関も村外の機関の協力を得ながら、多様で時代とともに変化する医療・福祉のニーズへきめ細かく対応し、多角的な医療提供、包括的な福祉提供を行い、村民の健康的な生活を支えている。
- こうした関係機関のきめ細かい対応のもと、村民は、子育てや健康、介護などに関する悩みをいつでも専門家や地域のリーダー的存在の村民に相談することができ、同じ課題を抱える村民どうしで日頃から集まって情報交換できる環境の中で、社会的な不安を解消し、支え合いながら、村内でいつまでも安心して暮らし続けている。

教育・文化 ： 学び合う心が自立する力を育てる村

「**学び合う心**」とは、小笠原村の自然・風土などに直接触れる体験を通して郷土を理解することです。

「**学び合う心**」とは、子どもたちが地域における学習やスポーツの場において成長に必要なさまざまな経験をし、心身ともにバランスのとれた成長を遂げるとともに、大人たちも、新たな世代をあたたく見守り、知識を伝え学び合うことができるようになることです。

「**学び合う心**」とは、村外の人々との親しい関係を築くなかで、小笠原村にはない価値を知るとともに、小笠原村にしかない価値に気づき伝えていくことです。

こうした縦や横のさまざまな学び合いを通して、共に相手を思いやり、共に高め合うことができる子どもたちを育み、村民が自ら考え、行動し、自立できる力を育てる村を目指します。

教育・文化分野の村民の将来生活像

- 子どもたちは、自ら進んで学び、小笠原村の自然・風土などに直接触れる体験を通して郷土をよく理解するとともに、それを人々に伝える力も身に付けることで、小笠原村特有の文化を継承している。
- 子どもたちは、多くの物事を経験することができる環境の中で、自らの可能性に気づき、その可能性に向かって進む力を身に付けており、大人たちは、経験を活かした特技や知識などを地域の中で教え学び合うとともに、それらの価値や楽しみを子どもたちにも積極的に伝えている。
- 村民は、近い世代との交流・世代間の交流・村外の人々との交流を深めるなかで、多様な価値観に触れることで、自己を知り、共に認め合いながら豊かな人生を送っている。

地域経営：信頼に応え進化し続ける村

村民の「信頼に応える」とは、村民の日々の暮らしの舞台である地域を魅力あるものとし、より健全な状態で未来の村民へと引き継ぐことです。

国民の「信頼に応える」とは、国民にとっての小笠原村の存在意義と特殊性を理解し、国益に貢献し続けることです。

このように村民や国民から小笠原村に向けられる信頼に応えるために、地域を経営する村民、行政、その他すべての関係者が互いを理解し合える関係を築きながら、地域の将来を見据えて着実に進化し続ける村を目指します。

地域経営分野の村民の将来生活像

- 村民どうしが、それぞれの知識や経験を提供し合いながら世代を超えて協力し、積極的に地域づくりに取り組んでいる。
- そのために、行政は、村民の声に耳を傾けることで、地域課題に迅速かつ柔軟に対応し、広域的な連携も活用しながら、効率的・効果的な行政運営を行っている。
- そして、村民・国民の宝である小笠原村を次代に引き継ぐため、小笠原村に関わるすべての人々が互いの役割をしっかりと認識し、一体となって地域づくりに取り組んでいる。

基本計画

第 1 章

環境共生：つながりが豊かな暮らしと豊かな自然を紡ぐ村

1) 現況

小笠原諸島には、大陸と一度も陸続きになったことのない隔離された小さな海洋島という特殊な環境から独自の進化を遂げた固有の動植物が数多く生息・生育しています。これらの海洋島の生態系は非常に脆弱であり、この希少な自然を人類共通の財産として後世に引き継いでいくため、行政機関や関係団体が連携し、法律に基づく保護担保措置の拡充及び外来種対策などに取り組んできました。

その結果、2011（平成 23）年 6 月には世界自然遺産に登録されることとなり、あわせて取り組んできた自主ルールに基づくエコツアーやエコツーリズムの考え方が定着してきたことにより、村民や訪れる観光客の自然に対する環境保全意識も向上しています。また、世界自然遺産登録を受けて全国的に小笠原諸島の認知度が向上したことで、これまで以上に多くの観光客が小笠原村を訪れるようになりました。

しかし、自然環境保全の取り組みや観光客の増加が、生活スタイルの制限や生活リズムの変化など少なからず村民生活にも影響を及ぼしているなかで、自然環境の保全と利用のバランスに対する考え方や外来種対策などの自然環境保全の取り組みに関する理解度に、村民の間でも差が生じています。

また、外来種の侵入は在来の生態系保全にとって大きな脅威ですが、2013（平成 25）年 3 月には、父島・母島でしか生息が確認されていなかった特定外来生物であるグリーンアノールが兄島で発見され、固有の生態系が脅かされています。この危機的状況に対し、行政機関や関係団体において、強力な連携のもと緊急対策を実施していますが、このような島間の外来種の移入を防ぐためには、小笠原村に関わるすべての人々の協力が必要です。しかし、一般村民の属島への上陸は厳しく制限されており、急峻な地形による安全管理上の問題や希少動植物に対する専門的な知識の不足により対策事業への参加も限定されるため、村民が自然環境の危機的な状況を実感しづらく、外来種対策などの自然環境保全の取り組みの必要性を身近に感じる事が難しい状況となっています。

さらに、既に侵入してしまった外来種のみならず、ペットなどの愛玩動物や本土から持ち込まれる動植物などが新たな外来種として生態系を脅かす可能性も危惧されています。

2) 課題

観光客の増加などの世界自然遺産登録後の状況の変化や、外来種対策・利用制限などの影響のモニタリングといった自然との共生のための取り組みの効果などを村民と共有し、順応的な自然環境の保全と利用のあり方を検討していく必要があります。

特に、外来種対策においては、これまで行ってきた外来種持込防止のための普及啓発や、侵入してしまった外来種を根絶するための取り組みなどを継続的に実施するとともに、外来種対策の必要性や自然環境との関連性について、村民や来島者の理解の深度化を図り、小笠原諸島への新たな外来種の侵入を根源から防ぐ必要があります。

3) 重点プロジェクト

重点プロジェクト① : 外来種侵入・拡散防止に向けた普及啓発プロジェクト

●概要とねらい

兄島での生息が確認されたグリーンアノールをはじめとする外来種は、小笠原諸島の自然環境を脅かす脅威であり、その侵入を根源から防ぐためには、小笠原村に訪れる一人ひとりがその脅威を理解し、持込防止に向けた取り組みを行うことが重要です。

そのため、村民や来島者に対して、外来種が自然環境に及ぼす影響を知る機会を提供するとともに、村民や関係機関と連携し、さまざまな自然環境保全活動を共同で行うことにより、自然環境保全意識の向上及び新たな外来種を生み出さないための知識の共有を図ります。

○推進方針

村民や来島者に対して、外来種が自然環境に及ぼす影響を学習する機会や、エコツアーなどの身近な自然を厳格なルールのもとに利用する機会を提供することで、外来種の侵入防止への理解と協力を促します。

さらには、村民が正しい知識と技術を身に付けたうえで自然環境保全活動に参加できるような機会の創出に向けて、専門家による学習機会の提供を図ります。

また、新たな外来種となり得る愛玩動物の終生飼養や適正飼養の普及啓発を通じて、外来種対策への理解を深めるとともに、小笠原村における愛玩動物と自然との共生について地域と連携して取り組みます。

関連施策 ⇒ 1-1 : 自然環境保全・利用、1-2 : 環境教育

4) 施策展開方針

1-1 : 自然環境保全・利用

目標像	関係機関の協力のもとで自然環境の保全に関する取り組みが総合的に管理され、世界自然遺産にも登録された優れた自然環境が引き継がれている。 また、村民は、自然環境の保全に対する高い意識と厳格なルールのもと、多様な場面で自然の恩恵を受けながら豊かに暮らしている。
現況	自然環境の保全に係る各種法律や制度に基づく管理が行われていますが、兄島で特定外来生物のグリーンアノールが発見されるなど対策が急務な問題も生じています。 また、自然環境の利用については、一時的な利用集中はあるものの、自然環境へ与える影響はエコツアーの普及などにより一定のコントロールはされており、今後は利用状況に即した柔軟な対応が求められます。
課題	● 新たな外来種の侵入・拡散の防止と既存の外来種対策の継続 ● 豊かな自然環境を保全し続けるための継続的なモニタリングや管理体制の構築 ● 自然環境の保全・維持を前提とした利用の促進
基本方針	各種事業における環境配慮の徹底と適切なモニタリングを実施するとともに、関係機関との連携により、自然環境の保全・再生に資する調査研究へ協力することで、地域一体で取り組む保全管理を推進します。 また、自然環境の持続的な利用を可能とするため、利用方法の特性に応じたルールを順応的に検討し、健全な村民生活と自然環境保全の両立を図ります。

1-2 : 環境教育

目標像	村民は、日頃から豊かな自然環境に触れ、身近な存在として親しむとともに、それらの大切さについて学ぶことで、人の行動が自然に与える影響を正しく理解し、暮らしと自然のつながりに高い関心をもって暮らしている。
現況	世界自然遺産登録を契機に、村民の自然環境への関心は高まっていますが、希望する生活スタイルなどの違いにより、暮らしと自然との関係に対する受け止め方は多様です。 また、来島者の間でも、小笠原村での自然との共生のあり方に関する理解度の差が生じています。
課題	● 暮らしが生態系に与える影響や保全管理の必要性に対する村民や来島者の理解の深度化 ● 村民や来島者が保全管理に関する能力を身に付けられる学習機会の提供 ● 愛玩動物の適正な飼養の普及啓発
基本方針	暮らしと自然の関係を身近に感じられるよう、学校などのさまざまな場における自然環境に親しむ機会の提供や、愛玩動物をはじめとした外来種となり得る生物の特性や危険性などの生活に密着した知識の普及啓発を進めます。 また、村民や来島者の自主的な取り組みを促せるよう、保全活動に関する正しい情報と取り組み方の情報を伝える機会をつくります。

第 2 章

都市・防災：しなやかな強さが暮らしの安定を守る村

1) 現況

小笠原村では、復帰後、集中的な基盤整備が進められており、近年では、有料老人ホームと一体となった父島の新たな診療所や、本土と小笠原村をつなぐ海底光ケーブルなどが整備され、生活基盤・産業基盤の多くが整いましたが、復帰当初に整備された施設の中には、老朽化しているものも多く、今後はそれらが順次更新時期を迎えます。

特に、都営小笠原住宅は、復帰当初に帰島促進を目的として建設され、これまで多くの村民の生活を支えてきましたが、一部を除き更新が行われていないため老朽化が進行しています。また、復帰から 45 年が経過したなかで、都営小笠原住宅が果たす役割も見直す時期を迎えており、今後のあり方を検討する必要があります。

また、超遠隔離島である小笠原村においては、島外交通の即時性・安定性の向上が重要な課題となっていますが、超高速船 T S L の就航断念や空港建設候補地の見直しなどにより、大きな改善には至っていません。航空路の開設は、復帰以来の村民の悲願であり、現在も、新たな候補地の選定などの調査が東京都によって進められています。一方で、村民の生活を支えてきた定期船も、東京～父島間、父島～母島間ともに法定耐用年数を超過していることに加え、利用者の混雑時の居住性への不満も多く、ニーズも多様化してきていることから、時代にあった代替船の建造に向けた検討が進められています。

さらに、近年は、2010（平成 22）年 12 月の近地地震や 2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災などを教訓に、津波災害に対する情報発信体制の再整備、津波避難施設・避難路の整備、初動態勢の確立などの取り組みを行ってきました。しかし、内閣府による南海トラフ巨大地震の被害想定では、居住地域の大部分が津波による浸水地域となる可能性が示されており、集落間をつなぐ都道の被災による集落地域の分断や、発電所・ガソリンスタンド・商店などの生活に欠かせない施設や村役場・警察署などの公共施設の浸水などの大きな被害が予想されます。一方で、復帰以来、5m を超える大津波は小笠原村に來襲していないため、村民の危機意識の希薄化が危惧されるとともに、世界自然遺産登録後に増加している観光客などの一時滞在者の避難が遅れることも懸念されています。また、2013（平成 25）年 10 月には伊豆大島で局地的な大雨による土砂災害も発生しており、津波だけでなく、さまざまな自然災害への対策が求められています。

2) 課題

これまで整備された社会基盤の適切な維持管理と計画的な更新を行いつつ、長年果たされていない島外交通の即時性・安定性の向上のための取り組みや、いつ発生するかわからない自然災害などへの対応を強化していく必要があります。

特に、島外交通の即時性・安定性の向上は、安心して安定した村民生活実現のために非常に重要であるため、航空路と航路の共存の考え方を整理したうえで、航空路の早期開設を目指すとともに、利用者ニーズや環境の変化を反映した定期航路サービスの改善を行う必要があります。

また、災害対策については、集落地域の分断への対応や、村民の生活を支える施設などの被災を想定した災害時のエネルギー確保や被災後の避難生活に必要な機能・物資の確保のあり方を検討する必要があります。さらに、村民の津波に対する避難意識の低下を防ぐとともに、観光客などの土地勘のない一時滞在者でもスムーズに避難できるような対策を図る必要があります。

また、暮らしの安定にとって重要な要素を占める住まいについては、都営小笠原住宅の今後のあり方を整理したうえで、村民のニーズにあった住宅環境を整え、居住選択の幅を広げていく必要があります。

3) 重点プロジェクト

重点プロジェクト①：島外交通アクセス改善プロジェクト

●概要とねらい

民生安定化のための航空路の開設に向けて前進することが最重要課題である一方で、航路については、おがさわら丸（東京～父島間）とははじま丸（父島～母島間）の代替船が平成 28 年度に就航予定であり、本計画期間は、今後の島外交通アクセスの基礎を築く大変重要な時期となっています。

よって、航空路と航路が共存共栄する島外交通のあり方に関する考えを整理し、航空路の開設と航路の改善に向けた取り組みをそれぞれ着実に展開することで、村民生活の安定と向上を目指します。

○推進方針

航空路・航路ともに事業段階に応じた適切なプロセスにおいて、地元の合意形成を重視しながら、事業の確実な進展を図ります。

航空路の開設推進にあたっては、関係機関と協力しながら小笠原航空路協議会の前進と円滑な合意形成が進むよう努めます。特にその必要性については、民生の安定は当然のことながら、緊急時や災害時の大きな役割からも関係機関に強く訴えかけます。

また、航空路と航路の将来的な機能分担について、交通政策の長期展望や社会環境をよく調査しながら、地元や関係機関に理解された明確なビジョンをもつことにより、将来の島外交通に対する村民意識の共有を図ります。

関連施策 ⇒ 2-3：交通

重点プロジェクト②：安全・安心の暮らしに向けた防災対策プロジェクト

●概要とねらい

南海トラフ巨大地震の被害想定で、居住地域の大部分が浸水地域となる状況のなか、自助（自分を守る）・共助（地域を守る）・公助（公的支援）の基本的な考え方のもと、地域や関係機関との連携により、避難を前提としたソフト・ハードの両面からの防災対策を行うことで、村民や観光客などの一時滞在者が「安全・安心」を実感し、暮らし、滞在できるような地域防災力の向上を図ります。

○推進方針

南海トラフ巨大地震に対応した地域防災計画の改定を行い、村民及び観光客などの一時滞在者への情報発信・防災教育の充実、防災施設整備に向けた調整などの事業を推進します。

また、災害時のエネルギー確保の観点から、再生可能エネルギーの導入のあり方について検討を行います。これらのハード・ソフト両面からの防災対策を行い、地域防災力を向上させ、安全・安心な暮らしづくりを行います。

とりわけ、津波などによる集落地域の分断は防災上重大な問題であることから、都道の被災の可能性を考慮して、地域防災計画における復旧計画を見直すとともに、都道の迂回路整備に向けて関係者間の調整に積極的・継続的に取り組みます。

関連施策 ⇒ 2-4：エネルギー利用、2-6：生活基盤施設、2-7：消防・防災

重点プロジェクト③：安心して住み続けられる住環境づくりプロジェクト

●概要とねらい

村内の住宅事情は、都営小笠原住宅に大きく依存している状況ですが、老朽化が進行しており、また居住ニーズも多様化する時代のなか、村民の求める居住形態に即していない面も多々あります。

そこで、都営小笠原住宅の建替えを核として、現状の小笠原村の住宅事情に即した村全体の住宅施策を構築します。

○推進方針

小笠原村の住宅政策における都営小笠原住宅の位置づけや、既存の建物や土地の活用のあり方などを明確にするとともに、東京都をはじめとする住宅政策の関係者との役割分担について検討します。

また、都営小笠原住宅の建替えにあたっては、村民のさまざまな居住ニーズをきめ細かく把握・分析し、東京都と進める建替計画に反映するとともに、将来の定住を促進するため、民間の活力導入なども含めた住宅施策もあわせて検討します。

関連施策 ⇒ 2-1：居住

4) 施策展開方針

2-1 : 居住

目標像	村民はそれぞれの暮らしに応じて、適した住まいを選択しながら、納得して小笠原村に住み続けている。 また、父島における人とシロアリとの住み分け方針及び母島における根絶方針に基づいた総合的なシロアリ対策が継続的に実施され、村民の大切な財産である住宅が守られている。
現況	土地・住宅の取得が困難なために都営小笠原住宅に大きく依存する既存の住宅供給体制では、村民の多様化・高度化する居住ニーズへの対応が質・量ともに困難となっています。 また、住宅や脆弱な生態系に被害を及ぼす恐れのあるシロアリに対する総合的な対策が必要不可欠となっています。
課題	● 都営小笠原住宅の目的の整理とあり方の適正化 ● 村民のそれぞれの暮らしに適した住宅取得の促進 ● 父島・母島それぞれに適した総合的なシロアリ対策の推進
基本方針	都営小笠原住宅の今後の供給の適正なあり方などについて東京都との協議を進めるとともに、村民が生活スタイルやライフステージに応じて住まいを確保できるよう、定期借地の活用や民間の住宅供給支援など、新たな住宅施策の展開を検討します。 また、総合的なシロアリ対策を推進するため、村内の人材育成及び国や東京都の外来種駆除事業との協働体制強化を図ります。

2-2 : 景観形成

目標像	自然に溶け込んだ街並み景観が小笠原村の魅力をさらに高めており、村民や観光客が心地よさを感じている。 また、小笠原村らしい風景イメージが村民共有の価値として確立している。
現況	小笠原村らしい景観形成に向けた各指針や基準が整備されつつありますが、その運用については、統一的な管理が行われていない状況にあります。 また、景観の形成には村民・事業者・行政が一体となって取り組む必要がありますが、望ましい風景イメージの共有には至っていません。
課題	● 小笠原村の実情に応じて指針や条例を柔軟かつ一体的に運用するしくみの構築 ● 景観の価値や小笠原村らしい風景イメージの構築と主体間での共有
基本方針	引き続き、指針や条例に基づく公共事業などにおける景観配慮を進めつつ、小笠原村の実情に応じたより柔軟な運用を可能とするしくみの構築について検討します。 また、一体感のある景観演出のため、村民が取り組みやすい景観づくりなどに関する情報発信による意識啓発を行い、村民による主体的な景観づくりを促進します。

2-3 : 交通

目標像	快適で利便性の高い海上・陸上の交通ネットワークにより村民の生活路線が守られており、観光客は、移動の時間も旅の魅力の一つとして楽しんでいる。 また、民生安定化という航空路の重要な役割が共有され、航空路開設に向けた道筋が明らかにされている。
現況	利用者から船内の居住性改善の要望が多く出されている定期船の更新に向けた検討が進んでいます。 また、航空路の開設に向けては、東京都と小笠原村で小笠原航空路協議会を立ち上げ、関係者間の円滑な合意形成を図るための取り組みを進めています。
課題	● 村民生活安定のための航空路の早期開設 ● 利用者ニーズを反映した航路サービスの改善 ● 生活支援と観光客の足の確保のための海上・陸上の総合的な交通体系の充実
基本方針	航空路開設実現のため、村民の空港整備計画への理解を促すとともに、その必要性を関係機関に強く働きかけます。 また、航空路開設を見据えた総合的な交通体系の考え方を整理し、交通施策の戦略的な展開を図ります。特に、更新時期を迎えている定期船は、今後も航空路とともに島外交通を支える重要な役割を担うため、航路事業者との連携により、利便性と快適性の高い代替船の就航を実現します。

2-4 : エネルギー利用

目標像	島内でのエネルギー自給に向けて、太陽エネルギーを中心とした再生可能エネルギーの活用・研究が進んでおり、あわせて環境負荷の少ない生活スタイルが村民に定着している。 また、災害時にも、村民の生命を守り生活を維持するためのエネルギーが確保されている。
現況	世界自然遺産登録や東日本大震災を契機に、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入や島内でのエネルギー確保の機運が高まっていますが、現状は、供給の安定性や活用できる土地・施設などの条件から、エネルギー資源のほとんどを島外の化石燃料に依存している状況にあります。
課題	● 災害時のエネルギー確保 ● 島内でのエネルギー自給の実現可能性の検討 ● 環境教育や資源循環と連携した村民の省エネルギー意識の向上
基本方針	喫緊の課題である災害時のエネルギー確保のため、まずは公共施設などへの太陽光発電の導入を積極的に進めます。 また、村民への省エネルギー行動に関する情報発信を行うとともに、エネルギー分野における新たな技術開発の動向を注視し、島内でのエネルギー供給・消費の最適化を検討することで、地域内でのエネルギー自給も視野に入れたエネルギー施策の展開を図ります。

2-5 : 資源循環・廃棄物処理

目標像	ごみ処理における広域化を中心とした多様な手段の組み合わせによって、単純焼却から脱却し、島しょ地域においても持続可能な循環型広域処理システムが構築されている。 また、その前提として村民も来島者もごみの減量や再資源化について高い意識をもっているとともに、すべての事業において、環境負荷を低減し、資源の適正な循環利用が行われている。
現況	全国的にごみ処理の広域化が進み、小型バッチ式焼却の廃止が加速度的に進んでいます。小笠原村の突出した遠隔性から広域化が十分に進まず、依然として小型バッチ炉での焼却が続いている状況にあります。 また、焼却量削減のため、村民のごみ減量分別の取り組みにより資源化適正処理を進めています。焼却施設の維持管理は技術的に持続が困難となってきたうえに、費用面においても負担が大きくなっています。
課題	● 資源の循環利用及び処分の徹底 ● ごみ総排出量の削減 ● 紙類や厨芥類・プラ容器包装・小型家電などの資源化推進による焼却量の削減 ● 本土と連携した広域的な静脈物流体制の拡充と効率化
基本方針	持続可能な循環型社会の実現のため、あらゆる事業活動において資源循環・環境負荷低減の取り組みが浸透するように努めます。 また、単純焼却からの脱却に向けて、村民の意識啓発に努めながら、さらにごみ総量減、リユース・リサイクル、生ごみ資源化などを最大限進めます。 具体的には既存焼却施設の延命を図り焼却ごみの受け皿を維持しつつ、その間に焼却ごみ量を削減し、極小規模の単体焼却炉などへの移行や広域焼却処理も視野に入れた取り組みを推進します。さらに、島内中間処理を含む静脈物流体制の拡充と効率化を図るため、父島リレーセンター（仮称）の整備を進めます。

2-6 : 生活基盤施設

目標像	村民の生活スタイルの変化や技術の進歩などに柔軟に対応しながら、適切に維持管理された道路・上下水道・情報通信といった村内の生活基盤施設によって、村民の安定した生活や経済活動が支えられている。
現況	国の特別措置法のもと復興・振興開発が進められ、村内の生活基盤施設は概ね整備されました。 しかし、社会資本の老朽化対策や、安定した村内情報通信網の再構築、水需要の増大に対する原水の質・量の確保など、ライフラインの安定維持や生活の質的向上のため、新たな対策を講じていく段階にきています。
課題	● 生活基盤施設の維持管理及び適切な更新と機能の向上 ● 簡易水道事業の安定した運営 ● 生活排水処理施設における適正な汚泥処理方法の確立 ● 情報通信環境の安定性及び快適性の維持
基本方針	技術革新の動向や村内の今後の基盤整備の需要などを注視しながら、生活基盤施設の適切な運営方法・更新時期を見極め、計画的な維持管理を行います。 特に、安定した簡易水道事業の運営に向けては、都営水道への一元化を東京都に働きかけるとともに、父島・母島両浄水場の更新を事業として進め、安定供給のための新たな水源の確保などを検討します。 また、生活排水処理で排出される汚泥を有効活用するなど適正な処理を進めます。 さらに、技術革新の速い情報通信の分野においては、村民ニーズに対応できる新たな技術導入の可能性を検討し、快適で安定した情報通信サービスの提供に努めます。

2-7 : 消防・防災

目標像	村民は、日頃から自らの生命・財産を守る方法を理解しており、観光客にも自らの生命を守るための情報が適切に提供されている。 また、地域・学校・事業者・行政間の連携により、地域防災力が強化され、津波・土砂による災害やその他あらゆる災害に迅速に対応できる体制が確立されている。
現況	小笠原村では、自然災害や火災、緊急事故への地理的な脆弱性や、観光客などの一時滞在者の多さから、緊急時の対応には特別な備えが求められています。 特に、近い将来発生が想定されている南海トラフ地震などによる津波災害への対策や台風・集中豪雨による土砂災害への対策が急務となっています。
課題	● 村民や観光客の防災意識の向上・災害への対応力の強化 ● 津波災害や土砂災害への対策強化 ● 津波被災時の孤立地域の解消
基本方針	日頃からの防災教育とともに、避難計画の確立や発災時の情報発信の充実を進め、村民や観光客の災害への対応力の強化を図ります。 あわせて、災害後の復旧を支える機能の高台への避難方策などの検討を地域と共に進め、消防防災力の一層の強化を図ります。 さらに、迂回路整備に向けた東京都との調整など、津波被害による孤立地域対策を講じます。 また、土砂災害については、危険地域の把握と対応を関係機関と検討していきます。

産業：特色ある産業で人々の心を潤す村

1) 現況

小笠原村では、地形が急峻で活用できる平地が少ないことや、島外との交通に大きな制約があること、歴史的経緯から農地の保全や流動化が難しいことなど、産業の発展にとっての弱みが多く存在しますが、そのようななかでも、温暖な気候や、豊かな自然環境などの自然条件を活かした産業が展開されています。

第一次産業を見てみると、農業では、亜熱帯海洋性気候を活かした熱帯果樹・野菜などの生産が行われ、なかでもパッションフルーツの生産に力が入れられており、漁業では、主力であるメカジキなどの大型魚が本土へと出荷されるとともに、近年では、メカジキカレーなどの加工品の生産も進められています。このように、農業・漁業ともに特産物及び特産品の生産・販売の拡大が図られています。

また、多くの観光客が訪れることによって、農業・漁業の第一次産業、生産品の加工を行う第二次産業、流通・販売・観光・サービス業の第三次産業など、すべての分野が発展することが可能となるため、小笠原村では観光産業を柱とする観光立島を目指し、「小笠原村＝エコツーリズムの島」として、陸域ガイド登録制度を設けるなど、自然環境を保全しながら利用するエコツーリズムの推進に力を入れてきました。

しかし、世界自然遺産登録後、観光客数が増加した一方で、情報の伝達方法が確立していないためのイメージと現実との乖離や、高齢者向けの観光メニューが不足していることなどが原因となり、世界自然遺産登録以前に比べ観光客の観光満足度が低下しています。そうしたなか、増加傾向にあった観光客数もピークを過ぎて、落ち着きを見せ始めています。

2) 課題

農地法が未施行であることなど歴史的経緯による問題点については、法令などの改正や土地の権利関係の整理などが必要であり、関係機関と協力しながら継続的・長期的な取り組みが必要となります。

また、このほかにも他地域から隔絶された立地条件や島外との移動手段が船便に限られている交通事情など、産業の発展に大きく関わる不利性を抱えています。そうしたなかでも、産業全体（生産物、商品、サービス）における小笠原村ならではの魅力を高めることで、顧客満足度を向上させ、再来訪や新たな観光客の開拓につなげる必要があります。

3) 重点プロジェクト

重点プロジェクト①：地域ブランド力による観光客満足度向上プロジェクト

●概要とねらい

小笠原諸島の世界自然遺産登録によるPR効果により多くの観光客が訪れているこの機会を最大限に活かすため、観光客が思わず人に話したくなるような小笠原村ならではの雄大な自然との触れ合いや人との出会いなど、温もりを感じる体験を提供することにより、観光客自身の満足度を向上させ、再来訪を促すとともに、観光客からの口コミなどによる生きた情報発信へとつなげ、新規観光客の開拓を目指します。

○推進方針

時期により異なる観光スタイルや観光客のニーズの違いなどを捉え、すべての観光客の満足度を向上させるため、産業各分野において、底上げにつながる基礎的な事業の強化と先進的な取り組みに係る事業の展開による相乗効果を生むための支援を積極的に行うことで、小笠原村ならではの特色（付加価値・強み）を磨き上げ、地域のブランド力を高めることで村の産業全体の底上げを図ります。

関連施策 ⇒ 3-2：農業経営基盤強化、3-4：漁業経営安定化、3-5：観光振興、
3-6：商工業振興、3-7：おもてなし

4) 施策展開方針

3-1 : 農地確保

目標像	経営規模の拡大を目指す農業者や新たに農業を始めようとする人が、農地を取得または利用しやすい環境となっており、活力ある農業生産が行われている。
現況	未利用農地が多く存在しますが、所有者不在の土地が多く、権利者の細分化なども進んでおり、農地の流動化が進んでいない状況にあります。 また、農地法が施行されておらず、農地の適正利用の責務や売買に関する法的な規制がないため、農地の耕作放棄や転用が進んでいます。
課題	● 未利用農地の解消及び再整備 ● 農地の維持・保全
基本方針	農地の流動化を促進するため、土地の情報把握に努め、農地取得を希望する人と未利用農地のマッチングを行うことで農地の有効活用と集約化を図ります。 また、農地を適正に維持していくため、関係機関と連携を取りながら、農地に関わる課題の解決に努めます。

3-2 : 農業経営基盤強化

目標像	パッションフルーツ・マンゴー・ミニトマトなどの小笠原村の気候を活かした基幹作物が積極的に生産され、村内外に出荷されている。 また、季節ごとに旬の野菜やフルーツが生産され、村内では年間を通して小笠原村産の農産物が村民や観光客に提供されている。
現況	認定農業者を中心に小笠原村の農業の中核となる経営体が育ってきています。 しかし、小規模な経営体も多く、そのほとんどが農業だけで生計を立てることが難しい状況にあります。 また、経営が小規模であることにより、農地の施設化が進まないために生産量が気候に左右されることなどが、小笠原村産の農産物が村内外に安定的に行き渡らない要因となっています。
課題	● 農業経営の強化 ● 基幹作物の販路の拡大 ● 地産物の村内流通の充実
基本方針	農業を主力産業として確立するため、安定した収益を得られる基幹作物の生産強化に向けてほ場の整備を進めるとともに、経営改善に意欲のある経営体や新規就農者の育成・支援に努めます。 また、基幹作物の高品質化・高付加価値化を進めるとともに新たな販路の開拓に取り組めます。 農産物の通年出荷については、関係機関と連携し、基幹作物の栽培技術の改善に向けた取り組みを支援するとともに、基幹作物の端境期に出荷可能な栽培品目の選定及び普及を目指します。

3-3 : 水産資源保全

目標像	水産資源における漁獲対象が拡大されることにより、個々の資源に対する漁獲圧力が減少・分散しているとともに、水産資源の保護・増殖が継続して行われており、将来にわたって豊かな水産資源環境が維持されている。
現況	漁獲対象の幅が狭く、カジキ・マグロ類と底魚類に集中していることから、漁業資源の減少が懸念されています。 また、伝統的な食文化の一つでもあるウミガメについては、産卵数の増加が見られる一方で、ウミガメの産卵に対する人為的な影響が懸念されています。
課題	● 持続可能な資源管理による豊かな漁場の保全 ● 水産資源の保護・増殖
基本方針	関係機関と連携し、漁獲対象魚種拡大のために漁業者自らが新たな取り組みを実施しやすい環境づくりに努めます。 また、ウミガメの保護・増殖・管理のための研究や対策を関係機関と連携して進めるとともに周知・啓発活動を行い、ウミガメに遭遇した際のルールの周知を進めます。

3-4 : 漁業経営安定化

目標像	小笠原村ならではの漁法で水揚げされたメカジキやマグロなどの良質な水産物が広く出荷されるとともに、水産物を使った高品質な商品が村内外で販売され、消費者にブランドイメージが定着している。 また、村内では近海で獲れた魚が村民や観光客に提供されている。
現況	小笠原村では、魚体へのストレスが少ない深海縦縄漁法の採用により、良質な水産物を水揚げしていますが、市場への輸送時間や費用の面で不利性を抱えています。 また、村内の市場規模が小さく、需要が不安定なため、村内での水産物の安定した供給が困難な状況にあります。
課題	● 水産物の出荷体制の強化 ● 新たな販路の拡大 ● 地産物の村内流通の充実
基本方針	漁業経営の安定化を図るため、漁獲後から出荷までの処理技術の向上や品質管理の徹底のための取り組みについて支援し、水産物の出荷体制強化を図ります。 あわせて、水産物の高付加価値化に向けた漁業者の自主的な取り組みを、関係機関と連携し積極的に支援することで、販路の拡大を図ります。 また、村内の需要開拓・拡大を進め、地域内での連携を強化します。

3-5 : 観光振興

目標像	エコツーリズムの先進地として優良なエコツアーが提供されていることに加え、長い船旅や長い旅程、豊かな自然の中で育まれる暮らしとの触れ合いなど、小笠原村ならではの観光スタイルが創出されており、国内外からの観光客は、他の観光地では体験できない“ゆるやかな時間の流れを感じられる旅”を楽しんでいる。
現況	自然観光資源を対象とした観光メニューは充実していますが、「世界遺産」という言葉のもつ印象が先行し、小笠原村の独特な魅力が効果的に伝えられていない状況にあり、移動や食事、買物、村民との触れ合いなど、旅全体を楽しめるさらなる工夫が求められています。
課題	● 小笠原村ならではの観光スタイルの確立 ● 小笠原村の魅力の適切な発信 ● 小笠原村ならではの観光を支えるための人材育成と環境整備
基本方針	自然体験型メニューの質的向上を図るとともに、ゆったりとした時間の流れを楽しめる工夫やしかけづくりを進め、観光ニーズの掘り起こしや受け入れ施設の質的向上も図りながら、小笠原村ならではの観光スタイルの確立を目指します。 あわせて、小笠原村の本当の魅力を楽しむための旅のあり方を適切に周知していくことで、国内外の観光客の満足度を高めて再来訪を促します。

3-6 : 商工業振興

目標像	観光客は、買物や食事、店での村民との会話なども旅の魅力として楽しんでおり、思い出となる土産物を購入することで、帰宅後も小笠原村の旅を懐かしんでいる。 また、商店や飲食店では、島でとれた野菜や魚が定期的に提供され、観光客の旅の魅力を高めるとともに、村民の生活に潤いを与えている。
現況	個人経営の商店や飲食店が多く、各店の人手も少ないため、観光客数や大型クルーズ船の寄港回数の増加などに対して、きめ細かいサービスが提供できない場面も出てきています。 また、小笠原村ならではの商品や料理は限られているうえ、地産物の地域内消費が十分には進んでいない状況にあります。
課題	● サービスの質の向上 ● 商品の質の向上と新たな開発 ● 地産物の村内流通の円滑化
基本方針	サービスレベル向上のための講習会などを実施するとともに、効果的なサービス提供・商品展開ができるような商店どうしの連携を図ります。 また、第一次産業との連携や加工品のPR支援などにより、小笠原村を感じられる商品の開発を促進するとともに、野菜や魚などの地産物の村内流通の円滑化を図ります。

3-7 : おもてなし

目標像	村民全体が、観光客をあたたかく迎え、互いに心を潤す機会を得ているとともに、村民と観光客との豊かなつながりが地域の魅力を高めている。
現況	おがさわら丸の見送りに代表される村民による観光客へのおもてなしが、小笠原村の旅の大きな魅力の一つとなっていますが、世界自然遺産登録後の観光客の急増や観光ニーズの多様化により、心のこもったおもてなしが十分に行き渡らない場面も出てきています。
課題	● 村民全体でのおもてなし意識の共有 ● 村民の小笠原村の価値や魅力への理解向上
基本方針	観光産業が地域へ果たす役割について村民の理解を深めるとともに、だれもがおもてなしの心で観光客に接し、小笠原村の価値や魅力を伝えられるよう、意識の醸成や情報発信を積極的に行い、村全体のおもてなし意識の向上を図ります。

第 4 章

医療・福祉：こまやかさが暮らし続けられる安心を支える村

1) 現況

小笠原村では、人口規模が小さく、他地域との物理的な距離に大きな隔たりがあることから、村単独で十分な医療・福祉体制を構築することは、財源や人材の確保の面から難しく、高度医療や出産においては、本土の医療機関に頼らざるを得ない状況ですが、父島での小笠原村診療所や有料老人ホーム「太陽の郷」の新設や母島での介護施設整備、情報通信網を活用した遠隔医療の研究などにより、村内においてでき得る医療・福祉体制の充実を進めてきたことで、医療・福祉サービスの選択肢が広がりつつあります。

しかし、財政難に加え、専門知識をもつ医療・福祉従事者の不足とともに定着が進まず、医療・福祉サービスの提供体制はまだまだ安定していない状況にあります。小笠原村診療所では、旧診療所の建替えに伴い、医療・介護分野における問題の解決に向けて、専門職を増員し、各種サービスの拡充を図ってきたところですが、運営を開始して数年が経過しているなかで、適切に専門職員を配置できないなどの問題も顕在化してきています。

また、小笠原村では島内出産はできないものの、年齢構成では若い世代の割合が高いことから子どもの数は多く、社会環境などの変化に伴い子育て支援に対するニーズも拡大しているため、父島・母島とも老朽化した保育施設の更新にあわせて、それぞれの島にあった子育て支援の拠点整備に向けた検討を進めています。

2) 課題

超遠隔離島である小笠原村における医療・福祉の限界を見極めたうえで、村民が医療機関にかかる必要がない健康な身体をできるだけ維持できるよう支援していくとともに、運営財力の精査や専門職確保の努力などにより、できる限りの医療・福祉サービスの質の向上と提供体制の安定化を図る必要があります。

特に、村内における医療・福祉の大きな拠点である小笠原村診療所と有料老人ホーム「太陽の郷」においては、運営への専門的見地からの参加を進め、提供するサービスの質を最大限に高める必要があります。また、医療・福祉施設の安定した運営を図るため、健全な財政に裏付けされた適正な専門職の配置や、協力医療機関との連携を検討していく必要があります。

さらに、父島・母島それぞれに建設が予定されている子育て支援の拠点については、今後、子ども・子育て関連3法に基づく新たな子ども・子育て支援制度がスタートする予定であり、国の新制度下における施設整備や運営のあり方を検討していくとともに、施設全体で一体的な児童の健全育成が図られるよう、地域の子育て支援ニーズを反映した施設整備を計画的に進めていく必要があります。

3) 重点プロジェクト

重点プロジェクト① : 安全性・専門性を確保した医療・福祉サービス体制構築プロジェクト

●概要とねらい

小笠原村診療所と有料老人ホーム「太陽の郷」の複合型施設では、整備から数年が経過し、実際に運営するなかでさまざまな課題が見えてきました。

そこで、医療・福祉に関わる専門職・事務職の連携のもと運営の方法を見直すことで、安全性・専門性を確保し、医療機関・有料老人ホームとしてのサービスの質の向上を図ります。

○推進方針

複合型施設の運営に関わる計画策定・運営・調査などについて、医療・福祉の部署の垣根を越えた一体的な連携体制を構築します。

なお、医療機関としての安全性や専門性を確保しながら健全な経営を維持するため、離島での地域医療や介護施設運営などの実績のある機関をアドバイザーとして迎え、専門的な視点からの点検や助言を受ける体制を構築し、効率的かつ合理的な運営を目指します。

関連施策 ⇒ 4-3：高齢者・障害者福祉、4-5：医療

重点プロジェクト② : 子育て支援環境づくりプロジェクト

●概要とねらい

全国的に少子化が進む一方で、小笠原村では出生率が高い水準で推移しており、子ども及び子育て世帯を取り巻く社会環境の変化も伴って、子育て支援に対するニーズは多様化・増大化しており、きめ細かい保育サービスの提供が求められています。

そうしたなかで、現在、父島・母島の保育所園舎は老朽化が著しく、建替えの時期を迎えていることから、この機会を捉え、地域の実情にあった新たな子育て支援の拠点となる施設の整備を父島・母島ともに進めます。

○推進方針

子ども・子育て支援施策に対する国の動向を注視しながら、施設の位置づけや整備内容の整理を進めるとともに、地域の保護者や保育者、関係団体などの意見を聞きながら、地域づくりの視点も踏まえた検討を進め、地域に相応しい子育て支援施設の計画的な整備を行います。

また、施設整備後の運用については、行政及び村民がそれぞれの役割を担い、地域ぐるみで子育ての支援をできるようなプログラムの検討や、中長期的な視点に立った人材育成サイクル構築に向けた検討も同時に進めます。

関連施策 ⇒ 4-2：子育て支援

4) 施策展開方針

4-1 : 健康づくり

目標像	乳幼児期から高齢期に至るまでのそれぞれのライフステージに応じたきめ細かい健康管理が行き届くなかで、村民一人ひとりが、日頃から自分の健康状態を知ることや健康について学ぶことができ、正しい知識に基づいて、自分にあった健康づくりに取り組んでいる。
現況	小笠原村では、人口規模や地理的条件から本土と同水準の医療・福祉体制を保持することは難しい状況にあります。 そのため、村民一人ひとりの健康管理が重要であるため、介護予防体操教室などの各種健康増進事業を実施していますが、参加者は健康に関心の高い村民に限られています。
課題	● 村民の健康・医療に関する知識や健康意識の向上 ● 医療と福祉の連携体制の充実による予防医療の促進
基本方針	村民が健康的な生活習慣を身に付けられるよう、多様な広報手段を活用し、健康管理に役立つ情報を継続的に発信します。 また、限られた資源の中でより効果的に村民の健康づくりや疾病予防を支援できるよう、医療分野と福祉分野の連携体制の充実や、村民が健康づくりに取り組みやすい環境の整備について検討します。

4-2 : 子育て支援

目標像	子育て期の村民は、子育て支援の拠点となる施設において、他の親子と交流したり、子育ての悩みについての情報交換や保健師などへの相談をしたりすることで、子育てに対する不安を解消し、安心して子育てを楽しんでいる。
現況	父島・母島ともに保育施設の老朽化が進行するなか、子育てに関するニーズは増大しているため、保育施設の建替えにあわせて、一体的かつ多様な子育て支援サービスを提供できる環境整備が求められています。特に、母島には子育て支援の拠点となる施設がなく、気軽に子育てについて相談できる環境が整っていない状況にあります。 一方、小笠原村には、幼稚園はないものの、小学校教員と交流しながら小学校生活を見据えた保育の提供に努めています。
課題	● 父島・母島ともに地域のニーズに応じた子育て支援体制の強化 ● 子どもたちの成長にあわせた活動内容の充実
基本方針	村民の子育て支援ニーズに応えるため、子育て支援の拠点施設を整備し、子育て支援協議会などにおける認識共有を図りながら、施設を活用した子育て支援サービスや活動プログラムの充実を図ります。 また、今後も小学校や家庭との連携により、小学校生活への円滑な接続を図る幼児教育・保育活動の充実に向けて検討を行います。

4-3 : 高齢者・障害者福祉

目標像	高齢者や障害者はそれぞれの健康状態の変化に応じたきめ細かいサービスを受けることができ、将来の不安を感じることなく、住み慣れた小笠原村に暮らし続けている。
現況	在宅介護サービスを中心に各種保健福祉サービスを実施していますが、限られた施設や人材の中では本土と同水準の福祉サービスを安定的に提供することは困難な状況となっています。 また、将来的には身寄りのない高齢者が徐々に増えていくことが危惧されています。
課題	● 高齢者・障害者のニーズに応じた福祉サービスの提供 ● 在宅介護サービス支援の充実 ● 介護予防や障害の重度化防止のための支援の充実
基本方針	高齢者や障害者の多様な福祉ニーズや相談に対して、柔軟かつ丁寧に対応できるよう、求められる専門的な人材を、父島・母島それぞれの状況に応じて、バランスにも配慮しながら配置します。 また、在宅介護を支えるため、訪問看護及びリハビリテーションの維持・充実に努めます。

4-4 : 地域福祉

目標像	福祉を担う団体や人々の連携により、村民が必要とする福祉が村内できめ細かく提供されている。 また、村民一人ひとりが福祉の基礎知識を身に付けており、地域で見守り合いながら暮らしている。
現況	福祉・介護サービスを担う民間事業者が村内になく、専門家も不足しており、社会福祉協議会や行政でサービスを提供している状況にあります。 また、歴史が浅いため地域コミュニティも発展段階であり、地域での見守り体制や福祉を担うボランティアもまだまだ十分とはいえない状況にあります。
課題	● 福祉サービスを提供する体制の再構築 ● 保健師などの福祉の専門的な対応が可能な人材の安定確保 ● 地域における福祉力の向上
基本方針	福祉を担う団体の役割の適正化を行うことで、福祉サービスの質の向上を図るとともに、地域における福祉ニーズを的確に把握し、そのニーズに沿った人材や施設を計画的に配置します。 また、専門的な知識を有する人材の安定確保に努めることで、福祉サービスの継続的な展開を図ります。 さらに、地域と連携した福祉の提供を行うため、村民一人ひとりが福祉に関する基礎知識を学べる環境づくりに努めます。

4-5 : 医療

目標像	一人ひとりの患者のニーズにあわせて、安定した運営体制に支えられた柔軟な医療サービスが提供されており、患者やその家族が自らに適した医療を選択することが可能となっている。
現況	医療ニーズが増加する一方、医療に携わる人材や医療機関を運営する人材、財源の確保は不安定な状態が続いています。 また、村民は、離島で暮らすことの意味を自覚し、医療に関する比較的高い知識を有しているものの、継続した正しい医療知識の普及啓発が必要となっています。
課題	● 医療機関を安定的に運営するための人材・財源などの確保 ● 医療従事者への支援体制の強化 ● 福祉分野と連携した医療情報の提供
基本方針	医療従事者の確保や医療機関運営を担う人材育成を重視するとともに、医療機関としての経営基盤を確立し、安定した運営体制の構築を図ります。特に、情報通信技術などの積極的な活用により、医療従事者のバックアップ体制を充実させることで小笠原村への定着を図り、幅広い医療の提供に努めます。 また、福祉分野との情報の共有を図りながら健康や医療に関する情報提供に努め、村民の自分に適した医療や生活環境を選ぶ力を育てます。

第 5 章

教育・文化： 学び合う心が自立する力を育てる村

1) 現況

小笠原村では、復帰以降、村の発展とともに、村民が小笠原村で暮らしていることに喜びを感じ、豊かな心でゆとりをもって生活していくことができるよう、学習やスポーツ・文化活動の場所と機会の提供に努めてきました。

子どもたちの「生きる力」を育む基礎を築く学校教育については、小笠原村立小学校・中学校の児童・生徒数も増加傾向にあり、それにあわせて教育施設の整備・充実が図られています。これまでは、9年間の連続性をもって学びを支える「小中連携教育」に取り組むとともに、学校及び家庭・地域がそれぞれの責任を果たし、相互に連携・協力することにより、地域全体での教育を実践してきています。しかし、小笠原村立小学校・中学校では、数年で離任してしまう教職員が多く、短期間で教員が入れ替わるため、指導の継続性や持続性を十分に維持できない面もあります。また、学校施設については、2005（平成 17）年に母島小中学校の新校舎が完成しました。一方、父島の小学校・中学校は平成 25 年度に耐震化工事が実施されたものの、老朽化は進行しており、教室も手狭であるため、快適な教育環境の実現に向けて建替えの検討を行う時期を迎えています。

生涯学習については、指導者などの人材確保に難しい面があるものの、現在では、既存の施設を利用して多くの村民がスポーツや文化活動に親しんでいます。

また、世界的にも貴重な自然や特有の歴史・文化については、世界自然遺産登録を機にこれまで以上に研究者などからの関心が高まりを見せています。

2) 課題

学校教育では、「確かな学力」の定着が求められており、そのためには、特に教職員の資質向上のための相談・支援体制を充実させ、子どもの教育に直接携わる教職員の指導力・授業力を高める必要があります。さらには、学校教育の基礎となる学校施設についても、老朽化している父島の小学校・中学校の校舎建替えを計画的に進めることにより、小・中学校の連携を支える教育環境を整備し、一層の教育効果を高めることが求められています。

また、村民の健康及び生きがいづくりに資するスポーツ・文化活動については、既存の施設を活かした村民の活動支援を行うとともに、世界的にも貴重な自然・歴史・文化資料を適切に保存・継承し、村民の郷土学習や調査・研究への有効活用を促進していく必要があります。

3) 重点プロジェクト

重点プロジェクト①： 確かな学力定着プロジェクト

●概要とねらい

小笠原村で育った子どもたちが調和のとれた知・徳・体を獲得し、広い世界観と実行力をもって今後の社会で活躍していくためには、その基礎となる「確かな学力」を身に付けることが必要です。

そのためには、教員が子ども一人ひとりの学習における習熟度の程度と課題を把握するとともに、個に応じた指導方法や教材を開発し、授業改善を行うことが重要となるため、教職員の指導力・授業力を高めるための支援体制を強化します。

さらには、小中連携教育をより進めやすい環境整備などを行うことで、教育活動への一層の支援を図ります。

○推進方針

子どもたちの学力向上や豊かな心の育成は、教職員の指導力や教える力によるところが大きいため、東京都教育委員会による「島しょ教員公募制度」を最大限活用し、小笠原村立学校の子どもたちの指導・育成に熱意をもった教員の確保・配置に努めます。

また、教員が、相互に競い合い、自己研さんしながら授業や教科などの専門性を高め、成長していけるよう、東京都教育庁出張所の設置などにより教職員の研修体制や相談体制を充実させるとともに、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出し、教員全体の「プロ意識」の涵養や能力・専門性の向上を図ります。

また、老朽化が進み、子どもたちの増加によって手狭になった父島の小学校・中学校の校舎及び体育館について、全面改築を視野に入れた将来構想の検討を行うことで、教育環境の整備を図ります。

関連施策 ⇒ 5-1：学校教育

4) 施策展開方針

5-1 : 学校教育

目標像	子どもたちは、小中連携教育が充実した恵まれた環境のもとで、知・徳・体をバランスよく育み、個性と創造力を高め、自ら考え行動する力を養っている。 また、友達や地域の大人たちとの交流の中で、思いやりの心と規範意識を身に付け、郷土を愛し、社会の一員として貢献しようとする自立した心と、どこへ行っても活躍できる力を身に付けている。
現況	児童生徒の確かな学力定着のため小・中学校が連携して教育に取り組んでおり、学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子どもを育てる体制も整っています。 一方、学校教育を担う教職員のための相談体制や指導力向上のための支援体制はさらなる充実が必要です。
課題	● 教職員の質の向上のための支援の強化 ● 学校、家庭、地域・社会の相互連携・協力体制の継続 ● 小・中学校の連携を支える計画的な学校施設の更新
基本方針	東京都と連携した教職員の勤務環境の向上、さらには教職員の授業力と人間性などの資質向上のため、教育庁出張所の設置を東京都に要望します。 また、学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子どもを育てる体制を安定的に継続できるよう検討します。 さらに、父島の小・中学校校舎の老朽化に伴い、小・中学校の連携を展開しやすい環境整備に向け、合築校舎化の検討を進めます。

5-2 : 生涯学習

目標像	村民は、いつでも、だれでも、スポーツや文化活動に気軽に取り組むことができ、また生涯にわたって学習できる環境が整っている。それらの活動を通して、村民は共に学び教え合いながら、健康で元気に生きがいをもって暮らしている。
現況	既存の施設や学校施設を利用して村民がスポーツや文化活動などを楽しめる環境にはありますが、一方で、指導者などの人材や施設に限りがあるため、取り組まれている活動分野の広がりにはあまり見られない状況にあります。
課題	● 多様なスポーツ・文化活動などの創出や支援 ● 活動施設の維持管理・更新・運営 ● 活動団体の自主運営支援
基本方針	年齢を問わず多くの村民が幅広いスポーツや文化活動などに取り組み、学び教え合える環境の整備や機会の充実を図るとともに、活動団体の支援に努めます。 施設については既存施設の有効活用を引き続き進めるとともに、更新時には機能の見直し・充実を図ります。 また、活動団体の自立に向けた取り組みへの支援や運営指導などを行います。

5-3 : 歴史・文化

目標像	人文科学・自然科学にわたる資料が適切に収集・保管され、だれもが自由に活用できる環境が整備されることで、村民や来島者の間で知見が深められている。その結果、村民の小笠原村の特異な歴史・文化に対する理解が深まり、後世に継承されている。
現況	太平洋上の交通の要衝に位置する小笠原諸島では 19 世紀以降国内外からの移住などによる特異な歴史が築かれ、昨今、国内外からの関心も高まっています。 一方、歴史・文化に関する資料の収集保管、展示企画、調査研究などの機能が十分整っていない状況にあります。
課題	● 人文科学・自然科学にわたる資料収集の継続と保管機能の強化 ● 研究者などとの連携による調査・研究の推進 ● 職員の歴史・文化に対する知識・企画力・解説力の育成
基本方針	郷土に関する歴史・文化を後世へ引き継いでいくため、資料収集を継続的に行うとともに、適切な保管機能の確保を図ります。 また、これらの資料を村民や研究者などが有効活用できるよう、人が集まり調査研究を深められる環境づくりを進めるとともに、国内外の研究者などとの連携による調査研究を深め、得られた知見を各分野に還元していきます。 さらに、歴史・文化を村民などに伝えられる職員を育成するための研修の充実を図ります。

第 6 章

地域経営：信頼に応え進化し続ける村

1) 現況

2018（平成 30）年には日本復帰 50 周年という大きな節目を迎える小笠原村では、これまでのさまざまな取り組みの積み重ねにより、暮らしの基盤が整いつつあります。

そうしたなかで、村内の経営状況を見てみると、近年では、全国的に地域主権改革が進められるなか、地方自治体の権限拡大に伴い、小笠原村でも、地域の特性を把握し、活かしながら、自らの意思と責任においてむらづくりを進めていくことが求められています。村の行財政を取り巻く環境は年々厳しくなっており、地域経営を支える財政として自立しているとは言い難い状況にあります。また、村政確立からまだ歴史が浅いことに加え、働き盛りの世代などの転入が増加する一方で、数年で転出する村民の割合も高いことなどから、村民の地域への定着が進んでおらず、協働のむらづくりが根付きづらい状況にあります。

一方、未だ旧島民の帰島がかなわぬ硫黄島については、旧島民の心情に応えるために墓参などの取り組みを続けているところです。

また、村外との関係を見てみると、昨今では、海洋権益をめぐる近隣諸国との摩擦が頻発するなか、日本最南端の沖ノ鳥島や最東端の南鳥島を有し、我が国の排他的経済水域の約 3 割を確保する小笠原諸島の国境離島としての重要性も再認識されています。

2) 課題

村内の経営状況においては、財政上、依然として先行き不透明な状況が続くことが予想されるため、行政は、村民ニーズを的確に捉えながら、事業などの必要性を十分に検討し、経営資源投資の選択と集中を行うことで、行政サービスの適正化を図る必要があります。

そのためには、まず、行政経営への村民の理解が必要不可欠であり、行政は十分に情報公開を行い、行政と村民相互の情報の共有を図ることが重要となります。

また、村民のもつ知識や技術を地域経営に活かすため、行政は村民がむらづくりに参加しやすい環境づくりに努めるとともに、村民もむらづくりの主体として積極的にむらづくりに参加するなど、地域主権時代に相応しい行政・村民に成長し、地域ぐるみでむらづくりを進めていくことが求められています。

村外との関係においては、昨今、国境離島の重要性が再認識されているところであり、本土から隔絶された我が国南方海域の国境離島として、小笠原村において村民がこの地に暮らし、安定した生活の営みがあることが、領海や排他的経済水域の保全や管理などに非常に意義のあることを発信していく必要があります。

3) 重点プロジェクト

重点プロジェクト① : 村民・行政が一体となって取り組む自主・自立のむらづくりプロジェクト

●概要とねらい

小笠原村がこれまでの基盤整備を活かしながら、自立的発展を続けていくためには、村民と行政とが村の振興の理念や方向性を共有し、一体となってむらづくりを進めることが重要となります。

そのため、村民と行政それぞれが必要とする情報を必要なときに得られる環境を整え、共にむらづくりに取り組む経験を積む機会を生み出すことにより、村民と行政の協力体制の強化とその基盤となる地域コミュニティのつながりの強化を図ります。

○推進方針

村民と行政とがむらづくりに関して必要な情報を共有できるよう、日常的な情報提供を積極的に進めるとともに、各種事業の実施や計画策定の際の専門的な情報についても提供手段の多様化・充実を図り、村民の村政への参加を促進します。

また、村民と行政とが協力して取り組みを進めやすい環境づくりに努めながら、地域の自主的・主体的な活動を支援することにより、地域課題の解決を図ります。

そのきっかけとして、日本復帰 50 周年の式典の機会を有効に活用し、地域の魅力や特性を活かす取り組みを実施することで、地域の連帯感を生み出すとともに、連携のあり方や課題を明らかにし、継続的な地域振興へとつなげる足がかりとします。

関連施策 ⇒ 6-2 : 協働

4) 施策展開方針

6-1 : 行政経営

目標像	地域主権時代にふさわしい組織体制のもとで、高い意欲と問題解決能力を身に付けた職員が、さまざまな行政ニーズに的確に対応している。 また、人・物・金・情報・時間といった行政資源が、最適に配分され、効率的・効果的で質の高い行財政運営が行われている。
現況	地域主権の推進から地域の役割が増大していますが、小笠原村では自主財源が乏しく、歳入のほとんどを交付税や国・東京都の補助金に頼っている状況にあります。 また、地理的条件から他市町村などとの行政経営に関わる情報交換や連携体制が取りづらい環境にあります。
課題	● 地域経営を継続するための行政経営のスリム化と公共資産の適正な管理 ● 組織や職員の役割分担の適正化と事務・事業の効率化 ● 職員の質の向上による行政サービスの向上
基本方針	時代の変化に対応した行政資源配分の重点化、自主財源の確保、資産の適正な活用と管理などを進めるとともに、村民の視点に立って考え行動できる職員の育成に努めます。 また、多様化・高度化する行政課題に対応するため、人材交流や情報管理システムにおける市町村を越えた広域的な連携に向けて積極的に働きかけます。

6-2 : 協働

目標像	村民ニーズにあった有効な村政情報が共有され、村民や村内の各団体などの多様な主体が地域の担い手として村政に参加し、村民による自発的・自立的な地域づくり活動が活発に行われている。
現況	村民だよりや村役場のホームページによる行政情報の提供や月に一度の村民相談窓口の設置など、情報の提供や収集に努めていますが、村民やNPOなどの多様な主体とのパートナーシップの構築までには至っておらず、なかなか協働のしくみが根付いていない状況にあります。
課題	● むらづくりへの村民の参加意識の向上 ● むらづくりへの村民参加のしくみづくり
基本方針	村民のむらづくりへの関心を高めるため、情報通信環境をさらに利用しやすく整備するとともに、情報収集・伝達手段を多面的に検討したうえで、積極的な情報発信を行います。 また、村民の知識や経験をさまざまな分野で活かすため、村民の村政参加の機会や場を充実するとともに、村政に参加しやすいしくみづくりを検討します。

6-3 : 国境離島

目標像	我が国の海洋安全保障や海洋資源開発の太平洋上の拠点として、小笠原諸島の国家的役割が広く認知されている。 また、その国境離島としての大きな役割を発揮し続けるための安定した生活基盤が守られている。
現況	近年、小笠原諸島周辺海域では、大陸棚の延長認定やレアアース泥の発見などにより、資源開発の可能性が高まっており、沖ノ鳥島と南鳥島では、低潮線保全法に基づき、港湾施設などの活動拠点整備が進められています。 一方で、外国船による密漁が行われるなど、国益を脅かす事件が発生しています。
課題	● 領海や排他的経済水域の継続的な保全・監視 ● 海洋資源の活用のための国や事業者との連携
基本方針	有人島である父島・母島は広域的な視点から国境離島をバックアップする機能を有しているため、領土保全や海洋資源確保のために、定住の促進とともに海上保安庁による警戒監視態勢の強化などの特別な措置を講ずるよう国に要望します。 また、広大な海域を担う海洋拠点としての役割を発揮するため、拠点としての空港整備を関係機関に要望します。 一方で、海洋資源活用のための調査や研究への協力とともに、怪我人や病人の受け入れなどの後方支援も行うことで、国益に貢献し続けます。

6-4 : 硫黄島

目標像	硫黄島訪島事業をはじめとする慰霊事業の充実により、硫黄島旧島民の故郷への訪島機会が確実に提供されているとともに、村民の硫黄島への理解が深まり、平和を願う思いが村民の心の中に浸透している。 また、遺骨帰還事業も着実な進捗を見せている。
現況	1997（平成9）年から継続実施されている硫黄島訪島事業は、中学生などの参加も含めて意義深い事業となっていますが、未だ帰島できない硫黄島旧島民は年々高齢化しています。 また、遺骨帰還事業が平成23年度より厚生労働省主体の特命チームによって集中的に実施されています。
課題	● 旧島民の高齢化に配慮した墓参事業の実施 ● 硫黄島訪島事業の教育的意義の充実 ● 遺骨帰還事業における実施機関との連携強化
基本方針	硫黄島訪島事業は、旧島民の高齢化を踏まえ、ゆとりや安全に一層配慮した渡島の方法を検討するとともに、旧島民以外の参加者に対しても事業がより意義深いものとなるように努め、その確実な継続を図ります。 また、遺骨帰還事業については、事業の進捗を促すため、厚生労働省などに積極的に提言していきます。

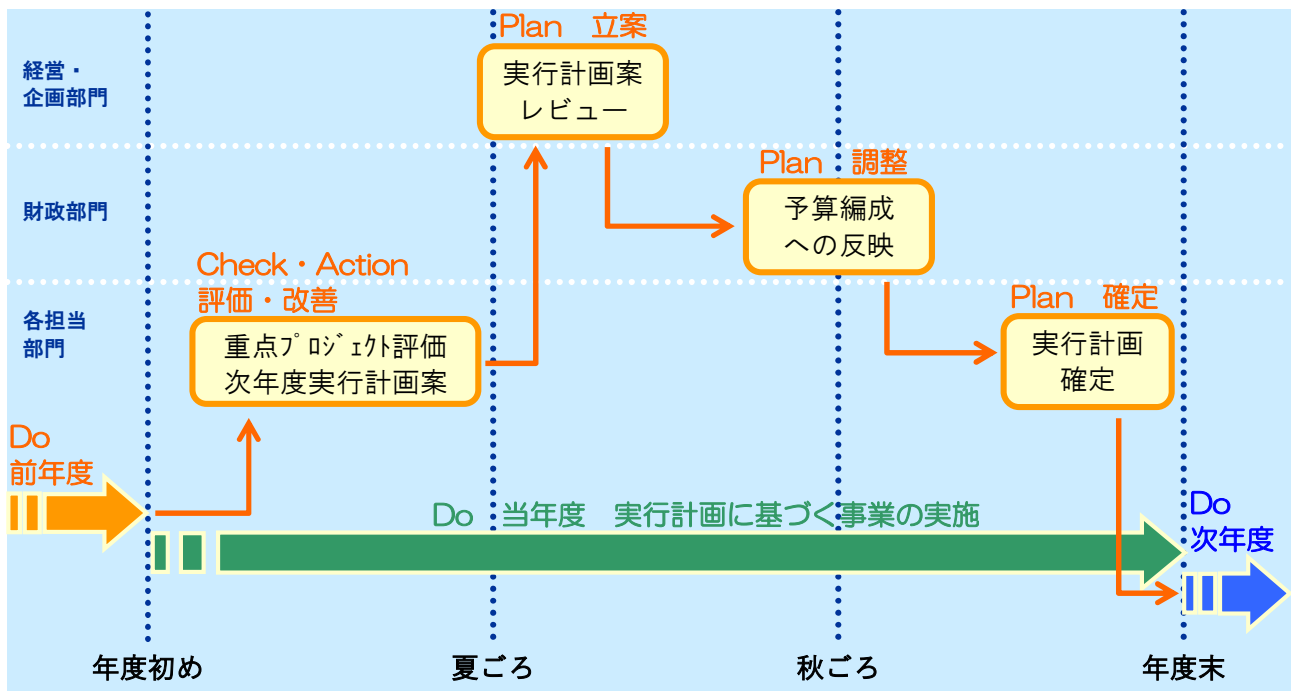
第 7 章

計画の着実な進行のために

小笠原村では、総合計画に示した将来像の実現に向けて具体的な事業を効果的に展開するための計画として、実行計画を策定します。

実行計画は、毎年度見直しを行い、事業の着実な進行を図ります。

年間のマネジメントスケジュール



Plan : 毎年度、次年度以降の取り組むべき具体的な事業を示した実行計画を策定

Do : 実行計画に基づき、各種事業を展開

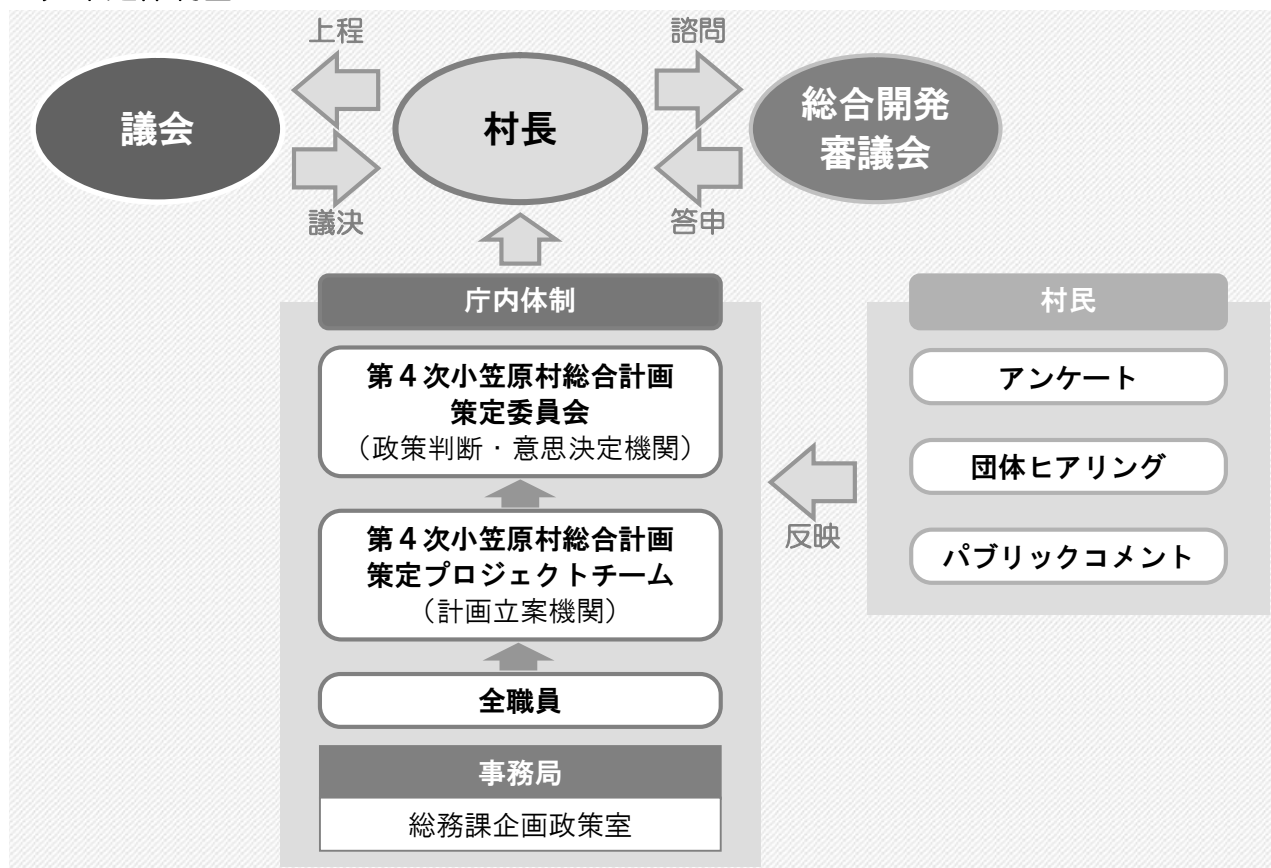
Check : 前年度の事業の実施結果について評価

Action : 評価結果をもとに次年度の施策推進の方向性を検討

資料編

策定体制

1) 策定体制図



2) 小笠原村総合開発審議会委員名簿

任期：平成 25 年 9 月 14 日～平成 27 年 9 月 13 日

		所属団体等	委員名
各種団体を代表する者	○	小笠原村商工会	安藤 光一
		小笠原村観光協会	金子 隆
		小笠原母島観光協会	平賀 洋子
		東京島しょ農業協同組合（父島・母島）	大澤 彰
	◎	小笠原島漁業協同組合	菊池 勝貴
		小笠原母島漁業協同組合	鮎川 貞史
識見を有する者		観光・商工	高橋 誠
		自然	早川 保
		福祉	菊池 聰彦
		高齢者	佐々木 哲子
		婦人	南 美幸

◎：会長、○：会長代理

3) 第4次小笠原村総合計画策定委員会委員名簿

役職	所属課等	委員名
委員長	副村長	石田 和彦
副委員長	教育長	伊藤 直樹
委員	総務課長	江尻 康弘
委員	総務課副参事（ＩＴ推進担当）	鈴木 敏之
委員	総務課企画政策室長（航空路担当副参事）	樋口 博
委員	財政課長	今野 満
委員	村民課長	斉藤 実
委員	村民課副参事（福祉保健担当）	村井 達人
委員	医療課長	佐々木 英樹
委員	産業観光課長	渋谷 正昭
委員	建設水道課長	篠田 千鶴男
委員	建設水道課副参事（総合調整担当）	増山 一清
委員	母島支所長	箭内 浩彌
委員	出納課長	菊池 元弘
委員	教育委員会事務局課長	牛島 康博
委員	教育委員会事務局副参事（文化財・天然記念物担当）	島田 絹子

4) 第4次小笠原村総合計画策定プロジェクトチーム委員名簿

役職	所属課等	委員名
委員	総務課総務係	山下 正裕
委員	総務課ＩＴ推進係	櫻田 誠
委員	財政課財政係	及川 英典
委員	村民課住民係	浅賀 享平
委員	村民課福祉係	亀山 祐子
委員	医療課診療所係	嶋 太郎
委員	産業観光課産業観光係	持田 憲一
委員	産業観光課産業観光係	守山 典子
委員	建設水道課	百瀬 和明
委員	建設水道課	大田 泰史
委員	教育委員会事務局教育係	亀山 孝
委員	母島支所庶務係	折田 五十二郎

5) 事務局

総務課企画政策室長	樋口 博
総務課企画政策室主査	石原 洋介
総務課企画政策室主査	和田 東

諮問・答申

1) 諮問

25 小笠原総第 2030 号

平成 26 年 2 月 10 日

小笠原村総合開発審議会 会長 殿

小笠原村長

森 下 一 男



第 4 次小笠原村総合計画の案について（諮問）

小笠原村総合開発審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の計画案について
諮問します。

記

1 諮問する計画

第 4 次小笠原村総合計画の案

以上

2) 答申

25 小総開審第 1 号

平成 26 年 2 月 10 日

小笠原村長 森 下 一 男 殿

小笠原村総合開発審議会
会長 菊 池 勝 貴

第 4 次小笠原村総合計画の案について（答申）

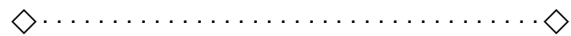
平成 26 年 2 月 10 日付 25 小笠原総第 2030 号により諮問のありました「第 4 次小笠原村総合計画の案」につきまして、小笠原村総合開発審議会条例第 2 条に基づき慎重に議論を重ねた結果、適当であると認め、その旨答申いたします。

なお、審議の過程で本総合計画の運用に関する下記の意見が出ましたので、参考とされますよう申し添えます。

記

- 1 小笠原村は返還以降、国の特別措置法のもと行政主導のむらづくりが進められてきました。そうしたなかで 5 年後には小笠原村も返還 50 周年を迎えることとなります。本格的な地方分権時代の到来に伴い、今後は小笠原村もより一層村民と共に考え、共に汗を流すといった責任を共にする自治体運営を行うことを期待します。
- 2 小笠原村は父島と母島の 2 島に一般村民が定住しております。今後総合計画に基づき、むらづくりに取り組んでいくにあたり、それぞれの島の実情に配慮し、そのバランスを考慮した施策の展開を図るようお願いいたします。

以上



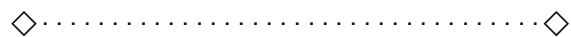
第4次小笠原村総合計画

平成26年3月

発行・編集：小笠原村総務課企画政策室

〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町

TEL：04998-2-3111



※表紙・裏表紙を飾っているイラストは、父島・母島の小学校の児童の皆さんに「小笠原村の好きなところ・自慢したいところ」というテーマで描いてもらった作品です。

